デジタル社会の実現に向けた重点計画

令和８年７月21日

この計画は、デジタル社会形成基本法に規定する重点計画、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に規定する公的基礎情報データベース整備改善計画及び官民データ活用推進基本法に規定する官民データ活用推進基本計画として策定するものであり、官民データ活用推進基本法の規定に基づき、国会に報告するものである。

第１　目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組 1
１．デジタルにより目指す社会の姿 1
２．デジタル社会の実現に向けての理念・原則 1
（１）デジタル社会形成のための基本原則 1
（２）AI の徹底活用 1
（３）その他の重要な理念・原則 2
３．我が国の現状認識・課題 2
（１）これまでの取組 2
①　行政機関（国）の DX 基盤強化 2
②　行政機関（自治体）の DX 基盤強化 3
③　国民の暮らし・地域 3
④　事業者・経済成長 4
（２）我が国が直面する課題とデジタル政策のアップデート 5
①　人口減少・人手不足と自治体におけるリソースのひっ迫 5
②　生成 AI・AI エージェント等の新技術の急速な進展と経済成長への期待 5
③　安全保障環境の変化やサイバー空間の脅威増大などリスク要因の高まり 6
４．取組の方向性と重点的な取組 6
（１）国の AX/DX 基盤の高度化・強靱化 7
①　政府の AX/DX 基盤の高度化・強靱化 7
②　政府における AX/DX 推進 7
③　ベース・レジストリの整備・利活用促進 9
④　「公正」「公平」「迅速」な給付を実行するためのインフラの構築 10
⑤　外国人政策を支える情報基盤 10
（２）自治体の AX/DX 基盤の高度化・強靱化 11
①　地方公共団体情報システムの統一・標準化・ガバメントクラウド移行の推進 11
②　地方公共団体情報システムの統一・標準化に係るこれまでの取組の課題の把握・検証 12
③　「自律型」「提案型」行政サービスの実現に向けた取組 12
④　国・地方ネットワークの将来像の実現 14
⑤　国・地方デジタル共通基盤の整備・推進 14
（３）国民の暮らしの AX/DX 推進（安全で便利な地域の暮らし） 14
①　マイナンバーカードの普及・利用拡大及びマイナポータルの利便性向上等 15
②　Ｇビズポータルの構築及び機能拡充等 16
③　医療 DX の推進 17
④　E2E 等最新自動運転車両の社会実装・量産化加速 19
⑤　こども・子育て・教育 DX の推進 20
⑥　防災 DX の推進 21
⑦　各分野における DX 化の推進 22
（４）AX/DX の徹底的推進による経済成長の加速 25
①　政府 AX/DX 基盤に係る自律性強化 26
②　AI 等の新技術を安心して活用できる基盤構築に向けた民間投資の促進等 28

③　データ連携・利活用を促進する環境整備 30
④　政府認証基盤を始めとする政府情報システム等に係る安全性・信頼性の向上 31
⑤　DFFT 具体化・ガバメント AI の国際展開を見据えた国際戦略 32
（5）サイバーセキュリティの確保 32
①　AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の向上 32
②　政府情報システムに係るサイバー攻撃への対策強化 33
③　自治体のサイバーセキュリティ対策の向上等 34
④　医療機関・企業のサイバーセキュリティ強化等 35
⑤　セキュリティ人材の確保・育成 36
（6）デジタル人材の確保・育成 36
①　「230 万人目標」の達成状況を踏まえたネクストステップ 36
②　AI・デジタル人材の確保・育成 37
（7）デジタル・AI への受容性の向上 38
①　デジタル推進委員による活動の促進 38
②　デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保 38
③　なりすまし広告詐欺対策の強化 38
④　インターネット上の偽・誤情報等への総合的な対策 39
⑤　サイバー犯罪の防止 40
⑥　サイバーハイジーンの推進及びアクセシビリティの向上 40
（8）デジタル行政の推進体制整備 41
①　デジタル庁の体制整備・強化 41
②　AI 駆動型国家の実現に向けた政府横断的な法制度等の見直し 42
③　政府情報システムの統括・監理機能の強化と各府省庁支援 42

第２　重点政策一覧
第３　公的基礎情報データベース整備改善計画

第１　目指す社会の姿、取組の方向性と重点的な取組

１．デジタルにより目指す社会の姿

「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」（令和２年 12 月 25 日閣議決定）に従い、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、具体的には、場所や時間を問わず、国民一人ひとりのニーズやライフスタイルにあったサービスが受けられ、働き方ができ、また、自然災害や感染症等の事態に対して強靱な社会を、デジタル社会の目指すビジョンとして堅持し、引き続き、その実現を目指す。これによって、「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を進める。

あわせて、当該ビジョンを実現するための６つの推進方針[1]（①デジタル化による成長戦略、②医療・教育・防災・こども等の準公共分野[2]のデジタル化、③デジタル化による地域の活性化、④誰一人取り残されないデジタル社会、⑤デジタル人材の育成・確保、⑥DFFT の推進を始めとする国際戦略の推進）を、引き続き、追求していく。

また、こうした方針を推進し、我が国の経済力の強化を図る。

２．デジタル社会の実現に向けての理念・原則

（１）デジタル社会形成のための基本原則

デジタル社会を実現するに当たっての施策のアプローチとして、

①「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」に示されたデジタル社会を形成するための基本 10 原則

①オープン・透明	⑥迅速・柔軟
②公平・倫理	⑦包摂・多様性
③安全・安心	⑧浸透
④継続・安定・強靱	⑨新たな価値の創造
⑤社会課題の解決	⑩飛躍・国際貢献

②「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律[3]」に規定されたデジタル３原則（(ⅰ)デジタル第一原則（デジタルファースト[4]）、(ⅱ)届出一度きり原則（ワンスオンリー[5]）、及び(ⅲ)手続一か所原則（コネクテッド・ワンストップ））

の両者を基本原則として堅持し、個別具体の取組を進めるものとする。

AI を始めとする新たなデジタル技術やデータが、単なる効率化ではなく、社会のあらゆる領域やビジネスモデルに加速度的な変革をもたらし続ける中、社会のルールや組織についても、変化を前提としながら、実証と学習を通じてリスクと課題を的確に把握し、継続的に更新していく仕組み、すなわち「責任あるアジャイルガバナンス」の実現を目指す。

（２）AI の徹底活用

我が国が深刻な人口減少・人手不足に直面している中、地域における豊かで便利な生活を実現するためには、データ連携等の DX[6]の取組も活用しつつ、AI の利活用を一体的に推進する AX[7]により、

---

[1] 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和３年 12 月 24 日閣議決定）参照。
[2] 生活に密接に関連していて、国と民間が協働して支えている準公共サービスのうち、国による関与（予算措置等）が大きく、他の民間分野への波及効果が大きい分野。
[3] 平成 14 年法律第 151 号。
[4] 個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結すること。
[5] 一度提出した情報は、二度提出することを不要とすること。
[6] 企業や組織が、将来の成長や、競争力強化のために、デジタル技術やデータを活用して新たなビジネスモデルを創出したり、柔軟に改変したりすること。
[7] あらゆる組織で、AI を前提として意思決定や業務の進め方を根底から見直すこと。

従前のDXの取組を大幅に加速し、拡大する、いわば「AX/DX」を「AI法[8]」や関連政府決定等に基づきつつ、推進する。

その際、我が国の自律性を確保したAI社会を実現する観点から、AIの基盤となる機能を特定の国や企業に過度に依存することがないよう、我が国の戦略的自律性・不可欠性を確保する。

（３）その他の重要な理念・原則

以上に加え、「構造改革のためのデジタル原則[9]」、「クラウド第一原則（クラウド・バイ・デフォルト原則）[10]」、個人情報等の適正な取扱いの確保及び効果的な活用の促進[11]、サイバーセキュリティの確保、及び基盤システムの一層の強靱化など、デジタル社会の実現に向けて求められる、重要な基本理念・原則にのっとった取組を引き続き進めていく。

３．我が国の現状認識・課題

（１）これまでの取組

○令和３年９月１日のデジタル庁創設以降、新型コロナウイルス感染症対策における行政機関間のシステム連携の不十分さに起因する行政の非効率等の課題に対応するため、毎年度、重点計画を作成し、デジタルファーストの原則に基づく行政手続及び社会全体の生産性向上に取り組んできた。

○これまで、マイナンバーカードの大半の国民への普及、ガバメントクラウドの整備・各府省庁等への導入拡大や、地方公共団体における基幹業務システムの統一・標準化（以下「標準化」という。）の進展など、個人・事業者のデジタル化に向けた認証基盤及び国・自治体のDX基盤の整備が大きく進展している。令和７年度に実施したデジタル庁調査[12]によれば、「何らかのデジタル行政サービスを利用している」と回答した方の割合が８割を超えるなど、国民生活にデジタル行政が着実に根付きつつある。

① 行政機関（国）のDX基盤強化

ア　ガバメントクラウド及びガバメントソリューションサービス（GSS）の整備

○デジタル庁は、クラウドの利点を最大限に活用することで、迅速・柔軟・セキュア・コスト効率の高いシステムを構築し、利用者への利便性の高いサービスの提供と改善していくことを目的に、政府共通のクラウドサービスの利用環境としてガバメントクラウドを整備・運用しており、府省庁及び地方公共団体への利用を順次拡大してきた。また、令和８年３月には初めて国内事業者が提供するクラウドサービスを採択した。特に国においては、原則として、クラウドに最適化されたシステムをガバメントクラウド上に構築し、クラウドサービス提供事業者の提供するクラウドサービスを活用して効率的に政府情報システムを運用することとしている。

---

[8] 「人工知能関連技術の研究開発及び活用の推進に関する法律」（令和７年法律第53号）。

[9] デジタル改革、規制改革、行政改革に通底する５つの原則（①デジタル完結・自動化原則、②アジャイルガバナンス原則、③官民連携原則、④相互運用性確保原則、⑤共通基盤利用原則）として、2021年12月にデジタル臨時行政調査会が定めた原則。

[10] 各府省庁において必要となる情報システムの整備に当たっては、迅速かつ柔軟に進めるため、クラウドサービスの利用を第一候補として検討するとともに、共通的に必要とされる機能は共通部品として共用できるよう、機能ごとに細分化された部品を組み合わせて適正（スマート）に利用する設計思想に基づいた整備を推進するという原則。

[11] デジタル化の進展に伴い個人情報等の利用が拡大している中で、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）の目的（第１条）及び基本理念（第３条）に則し、個人情報の保護に関する基本方針等に基づいて個人の権利利益の保護と個人情報の適正かつ効果的な活用のバランスを考慮した取組を実施する。

[12] 令和７年度「社会のデジタル化意識に係る調査研究」。

○あわせて、行政機関の生産性向上及びセキュリティ最適化等のため、ゼロトラストアーキテクチャ[13]による政府共通の標準的な環境である「ガバメントソリューションサービス」（以下「GSS」という。）の整備及び各府省庁業務実施環境のGSSへの統合に取り組んでいる。令和８年３月時点で、各府省庁の本省を中心に約７万人の政府職員が利用している。

イ　政府情報システムのセキュリティ向上・効率化

○政府のサイバーセキュリティ機能向上のため、国家サイバー統括室（以下「NCO」という。）を令和７年に設置し、政府のサイバーセキュリティ政策の総合調整等を担うとともに、GSOC（Government Security Operation Coordination team）[14]の運用・強化を始め、政府情報システムに対する不正な活動の監視・分析など政府横断的な対策を強力に推進している。

○デジタル庁は、その整備・運用する政府情報システムを対象に、NCOと連携し、セキュリティ規程群の整備・運用や、専門チームによるセキュリティ構築支援、政府横断的な総合運用・監視システム（COSMOS）及び常時診断・対応型のセキュリティアーキテクチャ（CRSA：Continuous Risk Scoring and Action）の整備・運用などを推進している。

② 行政機関（自治体）のDX基盤強化

ア　地方公共団体情報システムの統一・標準化

○人口減少が急速に進展する中、各地方公共団体が個別に情報システムを維持管理し、セキュリティを確保することは人材面・財政面からの限界があるため、住民サービスの向上や行政の効率化、持続可能な行政サービスの確保を目指し、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律[15]」（以下「標準化法」という。）に基づき、標準化及びガバメントクラウドへの移行を推進している。原則的な移行期限である令和７年度末までに、24,353システム（約７割）が標準準拠システムへの移行を完了した。また、令和７年に策定した「自治体情報システムの標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費に係る総合的な対策」（令和７年６月13日デジタル庁公表。以下「運用経費に係る総合的な対策」という。）に基づき、移行後の運用経費の抑制・適正化に向けて取り組んでいる。

イ　自治体フロントヤード改革

○窓口業務の改善等を通じた住民利便性向上と自治体業務効率化を実現する汎用性のある人口規模別等のモデルを構築するとともに、その横展開を図ることを目的に、「自治体フロントヤード改革モデルプロジェクト」に取り組んでいる。その取組を基に改革の準備から実施までに必要な作業とその進め方等を手順書として取りまとめ、自治体向けに提供している。また、窓口BPRアドバイザー等の人的支援及びデジタル人材等の確保に係る地方財政措置等により、フロントヤード改革を推進している。

③ 国民の暮らし・地域

ア　マイナンバーカードの普及・利活用及びマイナポータルの整備

○マイナンバーカードは、令和７年12月に保有枚数が１億枚を超えた。既に、確定申告・パスポート・引越し・子育て等のオンライン申請や、健康保険証・運転免許証等としての利用や、

---

[13] 特定の業務フロー内で、あるリソースから別のリソースへのアクセスが最小権限の原則を満たすよう、業務フローを取り巻く環境の情報を活用し、事前に定められたアクセス制御のルールによって評価され、その結果に従うアクセス制御が施行されるといった一連の手続を踏む考え方。

[14] サイバー攻撃等に関する最新情報の収集・集約を行うほか、24時間365日、政府横断的な情報収集、攻撃等の分析・解析、政府関係機関への助言、政府関係機関の相互連携促進及び情報共有等の業務を行う。

[15] 令和３年法律第40号。

エンタメを含めた民間のサービス・事業等での活用など、官民の様々な場面で利活用が進んでおり、主要な本人確認手法として、経済・社会のデジタル基盤となっている。

○また、マイナンバーカードを利用した個人向け行政サービスのオンライン窓口である「マイナポータル」は、令和８年３月末時点で約 8,500 万人の方に利用登録され、子育て・介護等の行政手続の検索やオンライン申請、税・薬剤・医療費といった自身の情報の確認などを可能にしている。

イ　準公共分野のデジタル化の推進

○「健康・医療・介護」、「教育」、「防災」、「こども」、「モビリティ」などの準公共分野はデジタル化の重要性が高い分野としてデジタル化の取組を進めている。例えば、防災分野では、災害情報を迅速に集約・共有可能な「防災デジタルプラットフォーム」を構築した。また、令和７年度には、発災時の民間デジタル人材による災害支援を効率的に実施できるよう災害派遣デジタル支援チーム（D-CERT）を創設した。医療分野では、電子カルテの利用環境の整備・普及などを通じて、医療機関間で医療情報を共有可能な環境整備が進捗している。

④ 事業者・経済成長

ア　事業者手続の利便性や安全性向上等を可能とするデジタル基盤整備

○事業者等が１つの ID とパスワードで、補助金・社会保険・各種認可に係る検索・申請等システムへのログインを可能とする法人共通認証基盤「Ｇビズ ID」を令和２年から提供開始し、令和８年３月時点で全法人数[16]の約 1/3 に当たる約 95 万法人がアカウントを取得している。また、事業者等において、行政手続や補助金の検索、申請準備等を可能とする事業者向けの各種行政サービスの窓口「Ｇビズポータル」構築を進め、令和７年度末に実証版の提供を開始した。

イ　信頼性あるデータの自由な流通の確保（DFFT の推進）

○産業のデジタル化が急速に進展する中、貿易・決済・物流などに関するデータを、組織や国境を越えて円滑かつ安全に移転する必要性が高まっていることを踏まえ、データの円滑な移転に向けた国際的なガバナンスを構築する観点から、信頼性のあるデータの自由な流通を目指す概念として、DFFT（Data Free Flow with Trust）を我が国が令和元年に提唱し議論を主導している。令和５年にはその具体化に向け、IAP（Institutional Arrangement for Partnership：パートナーシップのための制度的アレンジメント）を創設し、国際的な枠組みの構築に取り組んでいる。

ウ　「デジタル原則」に適合した規制環境の整備

○社会のデジタル化に向け、技術の進展に合わせた規制環境を整備する観点から、令和３年にデジタル臨時行政調査会を設置し、「構造改革のためのデジタル原則」を定め、これに適合しない規制を「アナログ規制」として見直しを進めている。令和８年５月時点で、必要な見直しのうち約 99%が完了し、インフラ点検や自治体業務等の様々な分野で新たにデジタル技術の活用が可能となった。また、自治体の条例等に係るアナログ規制の見直しに対しても積極的に支援を提供し、令和８年３月末時点で、約半数の自治体が見直しに自主的に取り組んでいるか、今後取り組む予定となるなど、取組を着実に進捗させてきた。

---

[16] 国税庁が公開している会社標本調査（令和５年度）から活動中の株式会社、合名会社、合資会社、合同会社の合計数を参照。

（２）我が国が直面する課題とデジタル政策のアップデート

○官民のこれまでの取組を通じ、デジタル社会構築に向け着実に進捗している。一方で、我が国は深刻な人口減少・人手不足に直面していることから、AX/DX を徹底的に推進していく必要がある。また、これらの取組を進めていくに当たっては、内外の安全保障環境が厳しく複雑なものとなる中、AI、クラウド、SaaS、セキュリティといったデジタル基盤について、我が国の自律性を向上させるべく、政府全体で戦略的に取り組む必要がある。

① 人口減少・人手不足と自治体におけるリソースのひっ迫

○地方を中心に、我が国の人口減少及び人手不足は、過去の将来推計時点における見通しを上回る速度で進行している。2050 年の生産年齢人口（15～64 歳人口）の見通しは、平成 29 年推計の約 6,000 万人から、令和５年推計では約 5,500 万人へと下方修正されており、2025 年の約 7,400 万人から約 25％減少すると見込まれている[17]。また、一部の県では、生産年齢人口が現在の半数程度の水準まで減少することも予想されている。

○このような中、特に、地域を支える自治体の人員不足は深刻化している。いわゆる「ひとり情シス問題」はその象徴である。高齢化に伴う行政ニーズは、人口減によって直ちに減少することはなく、むしろ多様化・複雑化している。また、道路・上下水道等の老朽化が進む社会インフラの維持への対応も求められている。このため、自治体における AX/DX による省人化・効率化は喫緊の課題であり、国としてその取組を支援する必要がある。

○他方、国、自治体、企業等の様々な主体が、AX/DX を実装するデジタル人材の加速度的な要請という重要な課題に直面している。例えば、経済産業省の「2040 年の就業構造推計（改訂版）」（令和８年３月５日公表）において、2040 年には AI・ロボット等利活用人材が約 340 万人不足する可能性があると推計されており、不足の解消が AX/DX 推進のため緊急の課題である。

② 生成 AI・AI エージェント等の新技術の急速な進展と経済成長への期待

○AI 技術は、生成 AI を中心に急速な技術進歩を遂げ、買物や旅行のアドバイスから文書の下書きまで、日常生活や企業活動において広範に利用されつつある[18]。このような中、利用者の意図に応じ自律的に処理を実行する「AI エージェント」が急速に発達しており、令和７年は「AI エージェント元年」とも呼ばれる。さらに、AI がロボットなどを通じて物理世界で自律的に動作する「フィジカル AI」も急速に進展している。このように、AI は、人間の指示に基づき「問いに答える」対話型の生成 AI から、手足を持ち、「目的を遂行する」存在へと形態を変えつつある。

○同時に、自律性を持った AI の急速な普及に伴い、個人の意思を担保するための技術や、社会における制度・枠組み・ガバナンスの在り方など、様々な観点からこれまで想定されなかった課題や論点が指摘されている。こうした中において、人と AI が適切に協働した社会を追求するためには、人が意思決定に対する責任[19]を持ちながら AI を利活用できるような環境整備が必要不可欠である。

○我が国においても AX/DX を推進する観点から、AI エージェントやフィジカル AI を安全に、また、円滑に、行政や社会で利用可能とすることで、人が人にしか担えない領域に、より一層注力できる環境を整備する。

---

[17] 出典：国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」。
[18] 世界の生成 AI 市場規模は 2030 年に 50 兆円以上になると推計（2022 年：約２兆円）（総務省「令和７年版 情報通信白書」を基に推計）。
[19] 人の責任の在り方には、以下のような考え方が現在議論されている。
Human in the loop：人が AI のタスク実行の流れに直接関与する仕組み
Human on the loop：タスク実行自体は AI に任せつつ、その流れの全体設計や監視は人が担う仕組み
Human in the lead：AI をツールとして統制し、人が意思決定や価値創出の主導権を握る仕組み

③ 安全保障環境の変化やサイバー空間の脅威増大などリスク要因の高まり

○AI 技術を含め多くの海外製のデジタル技術及び SaaS 等のサービスが国内で広く利用され、サイバー空間のみならず、フィジカルな現実空間を含め、日常生活や企業活動など我が国社会の基盤を支えている。一方で、AI モデル・SaaS 等のデジタル財は使用されることで性能が向上する特質があるため、今のままでは彼我の技術力格差は克服が困難な課題である。国際的な地政学的リスクが急激に高まる中、国民・企業のデータが意図せず海外で利用されるリスクへの対応が必要であるほか、国際情勢の急変等により海外製デジタル技術・サービスが突然利用困難となり、日常生活や企業活動に重大な支障が生じる事態も現実的なリスクとして想定される。また、当初の競争状態では安価に提供されていたデジタル技術が、独寡占の進展により高額に改定されるリスクも指摘されている。

○また、物理的障壁がないサイバー空間においては、海外からのサイバー攻撃の脅威は質・量の両面で顕著である[20]。病院等の重要インフラや、中小を含む企業を対象とするランサムウェアなどのサイバー攻撃も増加しており、社会全体での取組強化が急務である。

○デジタル政策において対応が必要なリスク要因としては、気候変動の影響等に伴う自然災害の頻発化・激甚化に加え、海外製デジタル財の利用に係るリスクやサイバー攻撃等への対応が必要である。

４．取組の方向性と重点的な取組

政府におけるこれまでの個人・法人の認証基盤の整備、地方自治体を含むデータ構造の標準化や、ガバメントクラウドの普及といった DX 基盤の整備を踏まえ、今後は、急速に機能を向上させている生成 AI 及び AI エージェントを始めとする AI 技術を、国、自治体はもとより社会全体で活用する AX/DX を推進することで、効率化・省人化や新たな価値創出を図り、人口減少に対応する。将来的には、これまでのように、個人が必要なサービスを調べた上で、市役所などの行政機関を物理的に往訪し、一つ一つの手続を行うのではなく、AI エージェントが個人の意思に基づき必要な情報を自律的に取得・提案し、必要なデータ連携を自動的に行うことによって、個人・事業者が負担なく手続を完了し最適なサービスを享受できる、いわば「自律型」「提案型」で行政サービスを提供する「AI 駆動型国家」の構築を目指す。

AI 駆動型国家を早期に実現するためには、人材育成、国・自治体による AX/DX 基盤の構築、国民の受容性の涵養（かんよう）に加え、これらを前提とした果敢な企業投資も必須となる。我が国の戦略的自律性を確保しつつ、DX が遅れている地域・産業において大きな発展の余地が存在することを踏まえ、企業投資を引き出す環境整備を行う。

あわせて、全ての国民・事業者が安心・安全にデジタル技術の恩恵を享受できるよう、デジタル基盤の高度化・強靭化を図る観点から、政府・自治体・企業が有するデジタルインフラに係るサイバーセキュリティ対策の高度化を進める。

こうした方向性の下、（1）～（4）の４つの柱に係る施策及びこれらを支える（5）～（8）の横断的施策を、デジタル社会の形成に向けた政府の重点的な取組として取りまとめる。

（1）国の AX/DX 基盤の高度化・強靭化
（2）自治体の AX/DX 基盤の高度化・強靭化
（3）国民の暮らしの AX/DX 推進（安全で便利な地域の暮らし）
（4）AX/DX の徹底的推進による経済成長の加速

---

[20] 国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が観測したサイバー攻撃関連の通信数は 2015 年から 2025 年にかけて約 11 倍に増大している。また、米国 Anthropic 社が本年４月に公表した Claude Mythos Preview の例が示すように、サイバー攻撃に AI が活用されることで、攻撃のスピード・規模が劇的に増加する状況にある。

（５）サイバーセキュリティの確保
（６）デジタル人材の確保・育成
（７）デジタル・AI への受容性の向上
（８）デジタル行政の推進体制整備

（１）国の AX/DX 基盤の高度化・強靱化

これまで政府が取り組んできたガバメントクラウドや GSS の普及などの取組を継続するとともに、政府における AX/DX の推進に新たに注力する。政府として、AI・AI エージェントを日常業務の行政事務、内製開発、外部からの情報システムの調達等に徹底的に活用し、職員の業務負担を軽減するとともに調達コストを削減すべく、制度・業務・システムの観点から環境整備を行う。くわえて、サイバー攻撃や大災害などを念頭に、いかなる事態が発生しても行政機能を維持できるようなAX/DX基盤を構築するため、「危機管理投資」を強力に推進していく。こうした取組を通じて、行政システムそのものの信頼性や持続可能性を高め、ひいては国民の安心・安全で豊かな生活の実現につなげる。

① 政府の AX/DX 基盤の高度化・強靱化

ア　GSS 運用の安定化・高度化

○政府の業務基盤を提供する GSS について、その利用者を令和 13 年度末までに、約 28 万人、約6,000拠点へ拡大することを目指して計画的な整備を行う。GSSの保守運用業務について、デジタル庁等における行政リソースが限定される中、将来的に持続可能なものとするため、例えば、端末管理・ヘルプデスク等の定型的な運用業務の外部委託拡充を含め、将来的な保守運用体制強化の在り方について令和８年度に検討を行い、結論を得る。

○また、首都直下地震等の激甚災害等重大な事態時に安定的なサービス提供を行うため、衛星通信等を含めた通信手段の確保や非常用電源の大幅な拡充などについて令和８年度中に検討を行い、結論を得次第、所要の措置を講ずる。

イ　ガバメントクラウド運用の安定化・高度化

○ガバメントクラウドは現在も国内の複数のデータセンターにおいて運用されている。自然災害やサイバー攻撃等により一部のデータセンターが長期間利用不能となった場合などにも安定運用を継続できるよう、共通運用管理機能を担う GCAS（Government Cloud Assistant Service）を別センターにおいて復旧可能とする機能を整備し、更なる運用の高度化・強靱化を図る。

○また、ガバメントクラウドの利用者が年々拡大する中、セキュリティレベルを高度化する観点から、令和８年度には、クラウド環境におけるセキュリティ状況をデジタル庁において可視化・点検し、利用機関にフィードバックを行うセキュリティダッシュボードの拡張を行い、利用機関の管理者自身による対策強化を促す。

② 政府における AX/DX 推進

ア　「ガバメント AI（源内）」の推進

○社会全体での AI 利活用の加速的推進に資するため、政府自らが生成 AI を積極的かつ先導的に利活用する。令和７年度にデジタル庁が内製開発した生成 AI 利用環境「源内」について、令和８年度は全府省庁対象の実証事業を着実に推進し、行政業務における AI 利活用による

費用対効果、他の商用 LLM[21]との性能上の比較、国産 AI モデルの積極活用を通じた我が国の AI 基盤の自律性確保への貢献などを検証した上で、令和９年度以降の本格利用開始を検討する。

○政府職員において、専門的知識がなくとも AI アプリを作成し、AI エージェントによる自動実行や共有が可能となる環境を令和８年度中に源内上に整備するとともに、利用に関する管理ルールを策定する。

イ　政府における生成 AI・AI エージェントの利活用に係るガバナンスの強化

○政府職員による AI・AI エージェントの安全かつ積極的な利活用を促進するため、各府省庁におけるユースケース拡大なども踏まえ、令和８年度中に「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン[22]」の改定案について結論を得る。

ウ　政府調達及び内部開発における AI の利活用の推進等

(a) AI 利活用の円滑化のためのデジタル社会推進標準ガイドライン等の整備

○政府情報システム調達への AI 利活用を促進し、コスト削減や工期短縮、質の向上等を実現する観点から、デジタル社会推進標準ガイドライン等の見直しを行う。具体的には、例えば、発注者（府省庁）からの要件定義・設計・開発に係る情報について、AI-Ready 化（Markdown、JSON 形式等への整備）する際の手法・手順などを策定する。令和８年度以降、デジタル庁内部開発等における AI の利活用の推進を通じて、各府省庁に示すべき内容について検討・整理を行った上で、順次、デジタル社会推進標準ガイドライン等の見直しを行う。

○生成 AI に学習させることを念頭に、必要な検証・検討を行った上で、令和８年度以降、デジタル社会推進標準ガイドラインの機械可読性向上に取り組む。

(b) AI 活用を前提とした政府情報システム調達の評価方式等の検討

○政府情報システムの開発を行う事業者が当該開発工程において、AI を活用することで、事業費の削減に限らず、システム調達の迅速化及び成果物の質向上が期待されるとともに、AI を活用したシステム開発に係る知見の蓄積なども発注者側に期待されることを踏まえ、令和８年度から、デジタル庁の調達において AI 駆動開発を、試験的に導入することで、その知見を政府に蓄積するとともに、今後、政府情報システム調達において AI 利活用を推進する観点から、AI を活用した独自性のある提案に対して積極的に評価を行う方策等を含め、事業者の AI 利活用を促進させるための調達制度の在り方について、検討を進める。

エ　「ガバメント AI ワークスペース」（仮称）の整備

○各府省庁における行政サービスの持続可能性及び政策形成能力の向上を図るため、各府省庁の業務において共通して求められるものの、府省庁共通のルールが明確に存在せず、政府全体を通じた見直しの取組が行われづらい業務（会議の運営業務等）について、デジタル庁は、総務省及び内閣官房と連携しつつ、これらの業務の省力化に資する AI エージェントと連携する業務システム群として「ガバメント AI ワークスペース」（仮称）を整備する。令和８年度は、効率化効果・実装可能性等を加味して業務を選定し、当該業務の BPR（業務改革）を行った上で、職員が当該業務を円滑に実施できるシステム構成を検討し、AI プロダクトを含

[21] Large Language Model（大規模言語モデル）の略。文章や単語の出現確率を深層学習モデルとして扱う言語モデルを、非常に大量の訓練データを用いて構築したもの。

[22] 令和８年６月 12 日デジタル社会推進会議幹事会決定。

むプロトタイプの開発を行う。その上で、令和９年度以降サービスの順次開発・運用を目指す。

オ　AI エージェントによる政府・デジタル庁システムへのアクセス環境（MCP 等）の整備

○AI エージェントがセキュリティの確保を前提としつつ、各府省庁・自治体の業務システムに円滑にアクセスできるよう、政府情報システムを始めとした行政システムについて、具体的な AI エージェント利活用のユースケースを検討し、必要な機能・データの整備等を含め、MCP[23]等のプロトコルへの対応方針を令和８年度に検討し、結論を得る。特に、マイナポータルなど外部のシステムとの連携により国民の利便性向上が見込まれる行政システムについて MCP 等への対応を早期に進めるとともに、将来的に AI エージェントの活用が可能になる環境の検証・整備を行う。

カ　行政通則法的観点からの AI 利活用に係る検討

○行政における AI の利活用に関し、AI の便益をいかしつつ、国民の権利利益及び行政の透明性・公正性を確保し、円滑かつ適正な利活用がなされるよう、「行政通則法的観点からの AI 利活用調査研究会」を開催し、行政通則法の観点から AI の利活用に対応したガイドラインの策定やその他の課題について引き続き検討を進める。

【施策例】

・１－８　人工知能基本計画の推進
・１－９　利用者視点での AI 利活用推進に向けた環境整備
・１－10　公共調達における支援・改革とデジタルマーケットプレイス（DMP）の展開

③ ベース・レジストリの整備・利活用促進

○府省庁や自治体など行政機関における情報連携及びデータの利活用を推進し、申請等を行う事業者等の事務負担を軽減するため、制度を横断して多数の手続で参照されるデータをベース・レジストリとして整備する。

○法人、不動産、アドレスに関するベース・レジストリについては、引き続き、「公的基礎情報データベース整備改善計画」に基づき、整備・利用促進を進める。特に、不動産に関するベース・レジストリについては、令和９年度末に地図情報の、令和 10 年度の中頃に登記情報のサービス提供を目指す。また、「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」（令和８年１月 23 日外国人の受入れ・秩序ある共生社会実現に関する関係閣僚会議決定）を踏まえ、国籍情報を含む土地所有等情報に行政機関等や国民が適切にアクセスできる仕組みについて、令和 11 年度以降のサービス提供を目指し、統計情報の整備を検討する。また、金融事業者など幅広いニーズも踏まえ、行政機関に加えて民間企業による利用を可能とする制度設計に向け、まずは法人に関するベース・レジストリについて、利用業務の特定や論点の洗い出しを行うべく令和８年度に実証事業の検討を行い、令和９年度の実証事業実施を目指す。

○法令データについては、現在、法律・政令・省令等をベース・レジストリとして提供しているところ、新たに「法規的告示」についても整備し、令和８年度から段階的に提供を開始する。これにより、政府職員の法制事務や、民間事業者等による規制内容等の把握などの効率化や、法令業務等へのデータ利活用促進を図る。

[23] Model Context Protocol：AI エージェントが各種業務システムや SaaS にアクセスするための標準プロトコル。

④ 「公正」「公平」「迅速」な給付を実行するためのインフラの構築

○新型コロナウイルス感染症への対応の中で浮き彫りとなった行政サービスのデジタル化の遅れ（「デジタル敗戦」）の反省を踏まえ、パンデミックや災害、物価高騰といった非常時を含め、平時にも国が困っている方に困っているタイミングで必要な手を迅速に、また、直接に差し伸べることも可能となる給付インフラを構築していくことが極めて重要な課題である。

○このような考え方に基づき、デジタルの活用により、事務負担のこれまでにない最小化を実現する給付インフラを整備するため、デジタル庁は、社会保障国民会議における「給付付き税額控除」に関する議論にも留意しつつ、以下の取組について、令和８年度から着手する。

・マイナンバーを用いた市町村・府省庁等の行政機関間の情報連携の円滑化のため、公共サービスメッシュが提供する中間サーバー相当機能や情報提供ネットワークシステムの強化を速やかに行うとともに、大量照会機能の具体化、情報連携の開始までの業務フローの見直し、情報照会事務の追加や新規機関の接続等を柔軟に行う仕組み（ファストトラック）の導入について検討を進める。

・給付対象者の申請から給付主体による審査、振込まで一気通貫でデジタル完結を可能とする給付支援サービスについて、例えば、給付業務の省力化に資する機能、給付対象者の台帳作成、算定ツールの提供、マイナンバー情報連携やマイナポータルとの連携などの機能拡張・改修等の実装化に向け取り組む。

・公金受取口座を徹底活用した簡易・迅速な給付を図るため、口座情報登録・連携システムにおける口座実在確認等の機能や照会対応能力の強化を図る。また、年金受給者によるオプトアウトでの登録を可能とする特例制度の令和８年度中の開始等の取組により、登録者数の更なる増加を目指す。あわせて、新たな給付施策の導入においては、デジタル化された手続の構築に当たり、受給者による公金受取口座の登録及び利用を前提とする方向で給付主体等との調整を図る。

○デジタル庁及び関係府省庁等は、まずは、非常時などに地方に負担をかけず国が直接に給付対象者に必要な給付を行う観点で、個別の金融機関等の対応に要する負担にも配慮しつつ、官庁会計システム（ＡＤＡＭＳⅡ）及び日本銀行の国庫計理・振込システム等を含む、国庫から給付対象者への支払い機能を担うシステムについて必要な改修を行う。あわせて、必要に応じ、ポイントなど、現金振込以外の給付手段の多様化も検討する。

【施策例】

・１－24　「番号利用法[24]」に基づく情報連携の迅速・柔軟な開始の推進

⑤ 外国人政策を支える情報基盤

○人口が減少する中でも、産業を支える有意な外国人人材の活用や、インバウンド観光を通じて経済を活性化していくことは重要である。そのためにも、出入国在留管理や外国人制度の適正化といった「外国人との秩序ある共生社会」の実現を図ることが大前提であり、外国人の円滑な受入れと適正な管理を実現するための体制を整備し、必要な情報を連携して、入管 DX による出入国在留管理等の高度化を図る。

[24] 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号）。

ア　電子渡航認証制度（JESTA）の導入

○出入国管理の厳格化及び上陸審査手続の円滑化を実現するため、事前の認証により入国前にスクリーニングを行う電子渡航認証制度（JESTA）を令和10年度中に導入する。

イ　在留審査・入国審査等に係る納付状況等の連携・活用

○令和９年３月以降から順次、出入国在留管理庁が関係機関から国民健康保険料、国民年金保険料、地方税等の情報について、マイナンバー等を活用した情報連携により取得し、未納がある場合の納付勧奨や在留審査・入国審査に活用する仕組みを検討する。あわせて、まずは出入国在留管理庁において、出国時においてもこれらの情報を活用するための具体的な方策や課題について検討を開始する。

ウ　永住許可審査及び帰化許可審査に係る情報連携

○現在は永住許可の審査と別のシステムで運用されている帰化許可の審査について、申請人の負担軽減や審査の効率化のために必要な情報連携を導入する具体的な方策や効果について令和８年度中に検討を開始し、遅くとも令和９年度までに結論を得る。

【施策例】

・１－27　マイナンバーカードと在留カードとの一体化

・１－31　Visit Japan Web の安定運用

（２）自治体の AX/DX 基盤の高度化・強靱化

自治体が、基幹業務システムの標準化によるデータ構造の標準化の効果を最大限享受することを可能とするため、移行完了に向けた取組や運用経費の抑制・適正化とともに、自治体内データ連携の自動化・高度化や公的証明書や制度などの機械可読化、デジタル・アイデンティティ・ウォレット（DIW）等を活用した属性情報の電子化・高度化による自動処理等を通じた AI・AI エージェントの活用環境整備などを、国が自治体と連携して、関係団体の意見を丁寧に聞きながら、自治体による実証なども経て、段階的に推進する。こうした取組を通じて、中長期的には、全ての住民が、信頼できる AI エージェントの助けを得て、必要な時に必要な支援を手続負担なく享受でき、また、人材不足の深刻化に直面する自治体にとっても、少人数の職員で高品質な行政サービスを持続的に提供可能で、かつ、情報システムの運用・保守を効率的にできる社会[25]の実現を目指す。

① 地方公共団体情報システムの統一・標準化・ガバメントクラウド移行の推進

○地方公共団体の基幹業務システムに関して、標準準拠システムへ円滑かつ安全に移行できるよう、国としても、支援体制の構築等に取り組んだ結果、原則の移行期限の令和７年度末までに標準化対象システムのうち約７割の移行が完了した。

○特定移行支援システム[26]については、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」（令和６年 12 月 24 日閣議決定。以下「標準化基本方針」という。）に基づき、移行期限の令和７年度末からおおむね５年以内に移行できるよう引き続きデジタル基盤改革支援基金による財政支援を含め、地方公共団体を積極的に支援し、令和８年度末までにその多くの解消を目指す。

---

[25] 例えば、出産・介護・死亡等のライフイベントを契機に、申請者側と行政側の AI エージェントが、標準化された自治体業務システムや AI 等が解読・処理できるようコード化された各種制度等に係るデータ等を参照することで、行政手続に係る入力・審査等の作業のほとんどを自動完結させることが可能な社会・仕組みを想定。

[26] 現行システムがメインフレームにより構成され、システムの全容把握からデータ移行を始めとした標準準拠システムへの移行完了までに他システムと比較し、相対的に時間を要する場合、現行システムを構築・運用する事業者が標準準拠システムの開発から撤退し、他の事業者を公募するなどしたものの代替事業者が見つからない場合及び事業者のリソースひっ迫などの事情により、令和８年度以降の移行とならざるを得ないことが具体化したシステム。

○また、各地方公共団体における標準準拠システムの運用が令和８年度から本格的に始まる中、標準化による効果の可視化に取り組む。国における制度改正等がある場合には、国が標準化基準を適切に改正することにより、地方公共団体や事業者の負担軽減を図るとともに、制度改正への円滑かつ俊敏な対応や円滑なデータ連携を目指す。あわせて、制度改正等に伴い地方公共団体のシステムに改修が生じる場合については、標準化以前と同様に各制度所管省庁が適切な措置を講ずる。

○標準化・ガバメントクラウド移行後の運用経費の抑制・適正化に向け、「運用経費に係る総合的な対策」に基づき、各地方公共団体が行う見積精査に対する支援の拡充を始めとする当面の対策及びシステム運用管理の省力化・自動化や公共 SaaS 導入に向けた環境整備等の構造的な要因等に対する対策を着実に実施する。それでもなお一時的に増加する令和８年度分の運用経費については、新たに創設した「地方公共団体情報システム運用最適化支援事業」において、国の支援の下、各地方公共団体が策定する運用最適化計画の取組により、抑制・適正化を図り、標準化の所期の効果の発現を目指す。こうした取組の状況も踏まえ、恒常的な増加分も含め、令和９年度以降のシステム運用経費の増加に対しても適切な措置を講ずる。

○こうした取組に併せて、各地方公共団体の標準準拠システムに係る次期更改が一定期間に集中することのないよう、各地方公共団体やシステム提供事業者の動向を注視しつつ、次期更改に向けた所要の検討を行う。

【施策例】

・２－３　地方公共団体情報システムにおける文字の標準化

② 地方公共団体情報システムの統一・標準化に係るこれまでの取組の課題の把握・検証

○デジタル庁及び関係府省庁において、令和８年度から、地方公共団体や事業者等の意見も伺いながら標準化の効果と課題の把握を行った上で、これまでの一連の政府の取組に係る課題の把握・検証を行い、「標準化基本方針」の改定及び「標準化法」施行５年経過後の検討を進める。

③ 「自律型」「提案型」行政サービスの実現に向けた取組

ア　公共 SaaS の開発及び自治体による利用の加速

○自治体がガバメントクラウド及びアプリケーションを個別にそれぞれ導入し、運用するために要する自治体の金銭面・非金銭面のコストを低減するため、SaaS ベンダーがクラウド及び SaaS（公共 SaaS[27]）を一体で複数の自治体に提供できる環境整備を進める。具体的には、デジタル庁において、SaaS ベンダーによる基幹 20 業務に限られない、フロントサービスを含む様々な SaaS を効率的に開発することを可能とする共通開発基盤（ID・ログ管理機能やシステム間の認証機能、氏名・住所等の一定範囲のデータフォーマット、データ連携など、個別のアプリケーション（SaaS）に共通的に必要となる機能を BaaS[28]やその他の手段で提供するもの）の提供について令和８年度に検討し、結論を得次第、速やかに所要の措置を講ずる。

○あわせて、公共 SaaS として備えるべき機能・技術について、令和７年度までに整備した共通技術要件・技術方針ガイドに加え、令和８年度は実装に向けた各種ガイド、リファレンスアーキテクチャ等を整備し、今後も継続して開発事業者への支援を行う。

---

[27] ガバメントクラウドを利用環境として公共・準公共分野に該当し、制度官庁等が標準仕様を定める情報システムを SaaS として構築したもの。

[28] Backend as a Service。認証・ID 管理など、アプリケーション間で共通的に必要となるバックエンド機能を SaaS として提供する機能。

イ　自治体フロントサービス・業務システムに係るデータ連携の高度化

○現状、自治体におけるフロントサービスから業務システムへのデータ連携や、業務システム間のデータ連携が自動化・標準化されていないことから、例えば、出生に伴う出生届や児童手当認定請求、子の国民健康保険加入申請、出産育児一時金申請など多数の手続について、住民が個別に対応し、自治体職員の手作業等で各業務システムに入力する必要がある。こうしたデータ連携の自動化・高度化を進めることで、出生届を出すだけで、その他の手続に必要となるシステム連携が自動で完結するような環境を目指す（各種手続のワンストップ化を実現）。

○具体的には、標準準拠システムへの移行が完了した自治体の業務システムと行政手続のオンライン窓口等の間のデータ連携の高度化を更に推進するため、①住民が入力したオンライン申請データについて業務システムへの職員の人力を介さない自動連携に必要な連携方式の標準化（申請項目それぞれの意味・定義やAPIその他の連携手法等）、②①によって更新された情報、特に、出生、死亡などライフイベントに関連する申請・届出データが業務システム相互間でも自動連携[29]する仕組みを公共サービスメッシュ上で構築し、手続のワンストップを実現することについて、令和８年度から検討を進め、令和９年度以降早期の実装を目指す。なお、①について、マイナポータルなど行政手続のオンライン窓口等経由で申請されたデータを基幹業務システムへ自動連携するため、現在自治体側で個別に導入している申請管理機能[30]との役割分担を整理しつつ、公共サービスメッシュを活用した具体的なデータ連携手法について検討を進める。

○あわせて、総務省は自治体と連携して、AIの活用等によるオンライン完結の仕組みの導入や業務の自動化に係る実証等を実施するなど、フロントヤード・バックヤード改革を推進する。

ウ　制度・行政データに係るRules as Codeの推進

○現在、自然言語のみで整備されている各行政機関が所管する制度・手続、特に、各種の給付・手当に関するものについて、AI等によって解読し処理可能とするためのコード化（Rules as Code）を進め、例えば、制度改正があった際にAIエージェントを活用して制度改正の内容を踏まえたシステム改修を迅速かつ効率的に進められるようにするなど、行政事務におけるAXを進める。令和８年度においては、デジタル庁は関係府省庁と連携しながら、まずは改正頻度が高い分野に係るデータ・ドキュメント（標準仕様書、申請書等）のコード化を進める。こうした取組を通じて得られた知見を基に、デジタル庁が各府省庁向けの手順書・ガイドライン等を策定の上、令和９年度以降、各府省庁が所管する法令、告示・通知・通達、Q&A等の行政データに係る取組を順次進める。

エ　公的証明書の電子交付・申請を支える環境の構築

○国民が自身の様々な証明書を電子的に保管し、各種の官民への手続等に際してプライバシーに配慮しつつ検証可能な形で提示できる社会環境を構築する。このために、身元・資格などの属性情報等を検証可能かつ、データを自動処理可能な形で扱うための新技術であるベリファイアブル・クレデンシャル（VC）及びデジタル・アイデンティティ・ウォレット（DIW）を活用した証明書の電子化・高度化を目指す。令和８年度には、住民票の写し等の具体的な証明書の所管省庁等と連携しながら、VC・DIWを活用する際に基本的に満たすべき共通的な技術・運用要件の整理を行った上で、令和９年度中を目途に取りまとめる。また、これらの利

[29] 例えば、EDA（Event-Driven Architecture； 手続等を契機としたデータ連携処理）による業務システム相互の連携処理を通じた各種手続のワンストップ化を実現。

[30] マイナポータルから申請データを取得し、基幹業務システムに連携するシステム。

用環境として求められる、VC の発行機能、格納・提示を行う DIW 及び検証機能等を念頭に、行政による利活用実現に向けて政府として提供すべき機能を特定し、令和９年度中に整理する（(４) ③参照)。

○あわせて、信頼性確保に資する技術・ツールである電子署名等の利活用促進等及び耐量子計算機暗号（以下「PQC」という。）への移行に向けた取組・検討を順次進めていく（(４) ④参照)。

【施策例】

・２－５　公共情報システム開発者向け開発環境提供

・２－19　デジタル・アイデンティティの包括的な利活用と適切な管理の促進

④ 国・地方ネットワークの将来像の実現

○GSS を中心とする国のネットワーク及びLGWAN等を中心とする自治体のネットワークについて、全体最適かつ効率的な将来像の実現に向けた調査・分析・検証等を着実に進め、「2030 年頃の国・地方ネットワークの将来像」の実現を目指す。具体的には、令和８年度に、国が主体的に整備するネットワーク基盤の共用化も含めその対象範囲や技術的な実現可能性等に関する検証を行い、令和９年度以降、運用体制の整備及び移行に向けた環境整備に順次取り組む。また、令和８年度以降、自治体へのゼロトラストアーキテクチャの考え方の導入に向けてガイドラインを改定するとともに、ゼロトラスト基盤の効率的な運用方法の在り方や、参考となる参照手順書案を検討する等、自治体の支援に取り組む。

⑤ 国・地方デジタル共通基盤の整備・推進

○人口減少社会においても自治体による公共サービスの維持・強化を図るには、制度を所管する国と制度を実施する地方が協力して共通システムを開発し、それを幅広い自治体がその希望に応じて利用する仕組みを広げることが重要であることを踏まえ、「国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会（以下「連絡協議会」という。)」の同意が得られた「共通化推進方針」に基づき、令和８年度に新たに共通化の対象となる９件[31]の業務・システムについて国と地方が協力して取組を推進する。対象業務・システムに係る制度所管府省庁は、連絡協議会に対し進捗報告を行う。

○令和８年度以降も、新たな共通化の対象について連絡協議会が候補選定し、順次、共通化を推進する。なお、その際、AX/DX の推進の観点から、共通仕様書の作成に当たっては、AI-Ready 化や Rules as Code の社会的な要請に適切に配慮する。

（３）国民の暮らしの AX/DX 推進（安全で便利な地域の暮らし）

マイナンバーカードやＧビズ ID を始めとする、個人・法人の認証基盤を活用し、官民を問わず、生活の様々な場面でデジタル社会の利便性を安全に享受できるユースケースが次々に誕生している。今後、これまでの取組を更に推し進め、マイナンバーカードなどによる認証基盤が広く官民で活用されることで、安全かつ便利に官民の手続やサービス提供を行うことを可能とする取組を推進する。あわせて、AI・AI エージェントが自律的に、個人に適切な行政サービス等を提案し、暮らしに必要な手続を完結できる社会を視野に、個人に最適なサービス提供を可能とするため、データガバナンスを確保しつつ、データ連携を推進する。

---

[31] ①自治体からの照会事務の自動化などの国・地方 AI 共通サービス、②ふるさと住民登録制度プラットフォーム、③畜犬管理システム、④職務上請求システム、⑤自動車臨時運行許可申請システム、⑥納税証明書等の請求・交付システム、⑦住所・所在地情報管理システム、⑧決算統計業務システム、⑨幼稚園の被害状況等の情報収集・共有システム。

① マイナンバーカードの普及・利用拡大及びマイナポータルの利便性向上等

ア　マイナンバーカード普及・利用拡大等

○マイナンバーカードの保有枚数は着実に増加し（令和７年度の１年間で約 4.6%増加）、令和７年 12 月には保有枚数が 1 億枚（人口の 80%超）を達成した。今後もマイナンバーカードの利活用シーンを拡大するため、各種行政手続をオンラインで可能な「オンライン行政サービス」や、各種資格証等として利用したり、様々な公的サービスを受けたりすることが可能な「行政カード化」とともに、安全かつ便利で効率的な取引等を可能とする手段として民間ビジネスでの活用を推進する。あわせて、カードの円滑な取得環境の整備や、カード機能のスマートフォン搭載、広報等にも取り組み、その着実な普及を図ることで、マイナンバーカードを使うことが当たり前になり、デジタルの恩恵を全ての国民が感じることができる社会を目指す。

○金融機関の口座開設時等や携帯事業者との契約の締結時等における厳格な本人確認を実現するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則[32]」及び「携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則[33]」の改正による、非対面での本人確認方法の見直し（公的個人認証（JPKI）への原則一本化）及び対面での本人確認方法の見直し（マイナンバーカード等の IC チップ付き本人確認書類の提示を受けた上で IC チップ情報を読み取る方法の原則化）について、改正規則の施行[34]に伴い、関係府省庁で改正規則の周知等必要な取組を進める。

○受付金融機関を窓口とするほぼ全ての金融機関における預貯金口座付番及び相続時・災害時口座照会が令和７年度より開始されたことを踏まえ、預貯金口座への付番による預貯金者の利便性向上等のメリットを周知し、制度の利用を促進するための広報等に向けた準備を進める。

○運転免許証とマイナンバーカードを一体化したマイナ免許証や、それにより可能となる住所変更手続のワンストップ化、住所地以外での迅速な免許更新及びオンラインによる更新時講習について、引き続き、円滑に運用するとともに、制度の理解促進に向けた周知を行う。また、現状、運転時に必要としている物理的カード（運転免許証又はマイナ免許証）の携帯を不要にするため、運転免許情報をスマートフォンに記録する「モバイル運転免許証」について、具体的な実現方法について検討を進め、極力早期の実現を目指す。さらに、国際的な互換性を有するモバイル運転免許証の導入についても、引き続き検討する。

○現在、個別のアプリとして提供されているマイナポータルアプリとデジタル認証アプリを、令和８年夏頃に統合し、「マイナアプリ」として運用開始することで、官民の各種サービスでマイナンバーカードを使った本人確認等を行う際に、一つのアプリで完結可能にする。当該統合を通じて、行政機関、民間事業者等におけるデジタル認証サービスの更なる利活用の推進を図るとともに、社会としてのコスト削減につなげる。

○また、マイナンバーカードと同等の機能のスマートフォン搭載を目指し、「Android スマホ用電子証明書搭載サービス」を令和５年５月に、「iPhone のマイナンバーカード」を令和７年６月にそれぞれ開始したところ、官民対応サービスの拡充を図る。マイナンバーカードによる本人確認等をスマートフォンのみで行えるようにするため、Android 端末について、電子

---

[32] 平成 20 年内閣府・総務省・法務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第１号。

[33] 平成 17 年総務省令第 167 号。

[34] 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の、非対面及び対面での取引時の本人確認については、令和９年４月１日。携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律施行規則の、非対面契約時等の本人確認については、令和８年４月１日、対面契約時等の本人確認については、令和９年４月１日。

証明書に加え、マイナンバーカードの基本４情報等[35]の搭載を令和８年秋頃に実現することを目指す。

○次期マイナンバーカードについては、マイナンバーカードの発行・利用に係る多くの関連システムについての対応が必要である点を十分踏まえながら、カード等に用いる技術の詳細などについて、関係府省庁で連携しながら引き続き検討を進め、より強固な暗号方式を備えた安全で利便性の高い魅力あるカードの令和 11 年度中の導入を目指す。

イ　マイナポータルの利便性向上・利用拡大等

○個人向け行政サービスのオンライン窓口「マイナポータル」の利便性向上及び利用拡大を図るため、機能追加や継続的改善に加え、利用促進及び基盤強化に取り組む。利便性向上のため、現在、任意の二者間の設定を前提としているマイナポータルの代理人機能[36]について、親権者−子、未成年後見人−未成年被後見人といった法的関係性を確認できる機能を令和８年度に追加するとともに、代理人が利用できる対象手続を順次拡大する。また、技術基盤の強化のため、自治体から住民個人へのプッシュ型お知らせ配信機能を令和９年３月に実装するほか、外部を含めた AI エージェントでのマイナポータル内のサービスの利用実現に向け、令和９年度中を目途に MCP 等の基盤構築を目指す。

○マイナポータル API について、官民の様々なサービスにおけるデータ利用促進や適切なデータ利用を進め、さらには、デジタルヘルスサービスの拡大も図るため、令和８年度中の電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始等を踏まえた利用可能な機能や取得可能な情報の拡充や、これに伴う利活用の範囲や審査の適格性を担保するための審査体制の拡充や審査プロセスの改善に取り組む。

○自治体向けの行政手続オンライン申請システムについて、現行のサービス検索・電子申請機能（ぴったりサービス）の後継として、令和８年度中に次期オンライン申請サービスの提供を開始する。同サービスにより、マイナンバーカードの活用や公共サービスメッシュ等との連携により自治体保有の氏名・住所等の情報を申請書に自動転記する機能及び自治体等職員が申請者等に対してオンラインで補正依頼や処分通知等の文書を発出する機能等を整備する。

【施策例】

・３－２　マイナンバー制度の推進
・３－17　マイナンバーカードに係る広報の強化
・３－20　介護情報基盤の整備やマイナンバーカードの介護保険証利用を始めとする介護情報基盤の活用の推進
・３－21　出生届のオンライン化

② Ｇビズポータルの構築及び機能拡充等

○事業者向け行政手続及び補助金の検索・申請準備等ができる行政サービス「Ｇビズポータル」について、利用者の意見も踏まえながら、令和７年度に構築した実証版の機能を拡充しつつ、手続の検索・申請準備のみならず、申請後の審査状況の確認機能等を整備した上で、令和８年度中の正式版の提供開始を目指す。

---

[35] 氏名、生年月日、住所、性別、マイナンバー、顔写真。
[36] 設定することで、任意の代理人が、本人に代わって特定の行政手続や情報参照などマイナポータルのサービスを利用できる機能。

○既存機能の向上として、地方公共団体の補助金等についてもＧビズポータル上での検索を令和９年度以降に可能にするとともに、電子ロッカー機能[37]においては、利用者が契約する各種 AI アプリ等を経由したアクセスを可能にするための基盤構築の検討を令和９年度に行い、書類の作成・更新・確認における官民の事務負担を大幅に軽減できる姿を目指す。また、新規機能の整備として、利用者の属性に応じた通知・お知らせ機能を令和９年度中に設け、利用者の利便性向上を図る。あわせて、利用促進に向けた活動として、平素から重要な許認可書類等を電子ロッカーに格納しておくことにより、災害時の書類滅失対策になることや、事業継承等もスムーズになることを周知するとともに、手続ジャーニー機能[38]においても、法人設立時の手続等にとどまらず、国・自治体のコンテンツを令和８年度以降も充実させていく。

○令和９年度以降は、Ｊグランツ及び e-Gov 等に加えて、各府省庁等が独自に運営する事業者向けの手続システムとの連携拡大を検討・推進することで、事業者が書類準備から申請後までの一連の手続プロセスを、Ｇビズポータルを起点として一気通貫にオンラインで行うことができる環境を順次整備し、事業者の行政手続に関する負担を軽減する。

○Ｇビズ ID の民間サービスとの連携については、令和７年度に実施した実証の結果やデジタルエコシステム官民協議会における検討を踏まえ、令和９年度以降の実現を目指して必要な運用設計及びシステム改修を行う。

【施策例】

・３－27　商業登記電子証明書の普及等
・３－28　事業者向け行政手続・補助金の電子申請対応
・３－29　Ｊグランツの利便性向上

③ 医療 DX の推進

ア　電子カルテの推進・普及等

○安全な全国データ連携基盤を構築し、質の高い効率的な医療の提供を実現するため、医療機関の情報システムのクラウドネイティブ化を進める。令和８年度中にクラウドネイティブであること等を要件とする標準仕様に準拠する電子カルテの認証制度を構築し、その普及を図る。また、現在開発中の標準型電子カルテ（導入版）については、令和８年度の完成を目指し、令和９年度から診療所への導入を目指す。歯科電子カルテについては、令和８年度から標準仕様の策定を進め、普及等を目指す。

○電子カルテ情報共有サービスについては、令和７年から開始したモデル事業を通じて把握した課題に対応し、令和８年度中に、全国的な運用を開始する。また、令和９年度以降は、共有可能な情報の拡大（医療介護の連携、歯科医療機関や薬局が有する情報の活用等）及びマイナポータルを活用した利便性向上に係る検討を進め、運用状況を踏まえつつ更なる改善を図ることや、医療 DX の基盤となるマイナ保険証の利便性の向上等を含め、全国医療情報プラットフォームの機能拡充等に取り組む。

イ　病院の情報システムのクラウド移行

○大病院を含む医療機関の情報システムのクラウドネイティブ化に向けて、電子カルテ・部門システムの連携のための標準インターフェイスの策定を進めるとともに、大病院向けのクラウドネイティブ型製品（電子カルテ、部門システム）の一体的・集中的な開発・普及支援を行う。

---

[37] 事業者と行政機関、支援者等が、安全かつ真正性が担保された書類等のやり取りをオンライン上で行うための機能。
[38] 利用シーンに応じて、必要な手続や関連情報を一覧で事業者に案内する機能。

○医療機関の情報システムのクラウド化が図られるまでの間においても、医療機関のネットワークの外部接続点の監視等による適正化の推進等を実施し、早急に対応すべき地域の拠点となる病院のサイバーセキュリティ対策の強化を図る。

ウ　電子処方箋の推進

○電子処方箋利用者の UX 向上による利用促進を目的として、マイナポータルを活用した電子処方箋の薬局への事前送付の方策について、令和８年度中に必要な検討を行い、結論を得た上で、令和９年度以降に必要なシステム改修を行う。また、電子処方箋を含む医療 DX の推進に合わせて、保健医療福祉分野において公的資格の確認機能を有する電子署名・電子認証を行う基盤である公開鍵基盤（HPKI）の継続的な安定稼働及び更なる普及に向けて令和８年度以降順次検討を進める。

エ　マイナンバーカードを活用した救急業務の円滑化

○マイナ救急（救急隊員が傷病者のマイナ保険証を活用し、病院選定等に資する情報を把握する取組）の実施環境を引き続き整備するため、令和８年度、厚生労働省で構築を進めている救急医療情報連携プラットフォーム（救急隊が傷病者情報を複数の搬送先候補医療機関と迅速かつ安全に共有できるプラットフォーム）にマイナ救急で得られる受診歴などの情報を連携させるための取組等を推進する。

オ　医療高度化に資する PHR データ流通基盤の構築

○個人の日々の活動から得られるライフログデータを含む PHR（Personal Health Record）データを取得・分析し、健康増進等に役立てるサービスが一般的に普及したことで、蓄積された信頼できる PHR データの利活用が可能となっているが、医師が患者の PHR データを入手する仕組みが構築されていない状況を踏まえ、令和６年度までに開発した PHR データ流通基盤を活用し、地域の医療・介護連携等におけるライフログデータを含む PHR データ活用に係る現場実証を実施し、有効なユースケースを創出するとともに、そのユースケースに関するクリニカルパス（より質の高い医療の提供を目的とした PHR データを活用した治療・検査に関する工程表）の策定・検証を令和９年度までに行う。

カ　予防接種に係る DX の推進

○令和８年６月に予防接種データベースを構築し、予防接種の実施状況や副反応疑い報告に係る情報等を匿名化した上で利用することを可能とするとともに、他の公的データベースと連結した利用を可能とした。当該データベースを活用し、予防接種の有効性・安全性に関する調査・分析を迅速かつ的確に行うとともに、第三者に対する情報提供を令和 10 年度以降に開始できるよう必要な検討を行う。

キ　自治体検診に係る DX の推進

○自治体検診について、PMH（Public Medical Hub）の仕組みを活用したデジタル化を図り、令和８年度においては、歯周病検診、がん検診に加え、骨粗鬆症検診及び肝炎ウイルス検診を追加して、医療機関等における実証を行う。実証を通じて、自治体検診情報のデータ連携、マイナポータルの活用における課題や対応策を検討し、令和 11 年度からの全国展開を目指す。

ク　医療費助成の受給者証とマイナンバーカードの一体化

○法律にその実施根拠がある公費負担医療や子ども医療費等の地方公共団体が単独で設けた医療費等の助成制度の受給者証としてマイナンバーカードを利用可能とするため、令和８年度においては、新たに原子爆弾被爆者に対する医療の給付等を対象制度に追加するためのマスタ整備・周知に取り組むとともに、全国規模での導入に向け参加自治体が 1,400 団体程度（都道府県は全都道府県）となることを目指し、取組を進める。令和９年度以降も、未導入となる自治体や制度について早期の導入を進める。

【施策例】

・３－31　マイナンバーカードと健康保険証の一体化
・３－32　マイナポータルを活用した指定難病・小児慢性医療費助成の申請手続の電子化及び匿名指定難病患者データ・匿名小児慢性特定疾病児童等データに関するデータベースの活用促進
・３－34　診療報酬改定 DX
・３－35　オンライン診療その他の遠隔医療の推進
・３－39　救急時における医療機関への医療情報共有
・３－40　マイナポータル API 接続による健診等情報の利活用
・３－43　医療等情報の二次利用
・３－44　G-MIS の改修等
・３－55　自立支援医療等の申請手続等のオンライン化調査研究事業
・３－57　医療機関等における DX・業務効率化の推進
・３－59　災害時活用も視野に入れた救急医療機関と消防機関のワンストップ連携

④ E2E 等最新自動運転車両の社会実装・量産化加速

ア　E2E 等最新の自動運転技術の社会実装の早期の実現

○自動運転について、走行環境の認識から経路判断まで全てを単一の AI で処理する E2E（End-to-End AI）など、AI 技術の進展と活用が飛躍的に進んでいることを踏まえ、E2E などの最新技術を活用した自動運転車両の安全な社会実装と量産を加速するため、ソフトとハードを連携して開発するための体制構築を目指し、AI 開発投資への支援、走行実績データの蓄積、AI の安全性評価手法の確立といった開発環境の整備と、L4[39]・L2++[40]車両の社会実装支援、L2++車両の優良認定制度の創設と認定車両の普及促進、運輸安全委員会における事故原因究明体制の構築に向けた取組、携帯電話網・ITS 等の通信インフラ整備といった導入環境の整備を実施しつつ、必要に応じ関係制度の在り方も含めた検討を進め、30 年代に自動運転車両のグローバル市場において現在の自動車販売台数と同程度のシェア確保を目指す。

イ　自動運転先行的事業化地域の社会実装に向けた支援

○L4 自動運転サービスの社会実装・事業化を加速するため、自動運転先行的事業化地域（令和８年３月選定）への関係府省庁の補助金を始めとする自動運転関連施策の集中投入やデジタル庁による伴走支援（課題解決への個別支援・進捗管理や、関係府省庁との制度的協議、許認可等の手続の迅速化等）を通じて、当該地域において令和９年度を目途に自動運転サービスの事業化を全国で先行して実現するとともに、令和 10 年度に知見をまとめ横展開を図ることで、全国の事業者・自治体による自動運転サービスの導入を促進する。

---

[39] システムが周辺監視を行い、一定の条件下で自動運転をする機能を有し、条件外でも車両が安全確保をするもの。
[40] 運転者が周辺監視を行い、縦・横方向の運転支援機能を有する車両（L2 車両）のうち、AI を活用し一般道を含め自律走行が可能な高度な運転自動化システム等を搭載したもの。

⑤ こども・子育て・教育 DX の推進

ア　子育て支援施策など必要な情報をプッシュ型配信するための仕組みの構築

○自治体が、居住する子育て世帯に対し、必要な情報をプッシュ型で届けることを可能とするため、自治体及び国の子育て支援制度に係る情報を集約した子育て支援制度レジストリを整備する。具体的には、当該レジストリにおいて、令和７年度までに 800 を超える自治体の制度情報データを整備しているが、令和８年度中に全自治体分を整備するとともに、子育てアプリとの更なる連携を進める。

イ　母子保健分野におけるデジタル化の推進

○母子保健情報に関する情報連携基盤（PMH）を活用した自治体における実証事業及び令和７年度に作成した電子版母子健康手帳に係るガイドラインを踏まえ、令和８年度以降全国展開を図る。具体的には、電子カルテ連携によるマイナンバーカードで受診可能な医療機関の拡大や、PMH の改修、マイナポータルの代理人機能の活用により、問診票記入の負担軽減を図るなど、利用者の利便性向上に向けた母子保健情報のデジタル化を推進する。

ウ　保育分野の DX 推進

○令和８年４月に新設した保育 ICT 推進加算や好事例の展開等により、保育施設等における ICT の導入・活用を推進する。あわせて、保育業務のワンスオンリーの実現に向けた基盤として、保育施設等と自治体の間でのオンラインでの給付・監査の手続を可能とする「保育業務施設管理プラットフォーム」及び、保活に関する一連の手続（情報収集や見学予約、企業が発行する就労証明書の受領等）のオンライン・ワンストップを可能とする「保活情報連携基盤」について、令和８年度から運用を開始するとともに、全国の自治体・施設等における導入を推進し、運用状況等を踏まえつつ機能拡充を図る。

エ　パブリッククラウド環境を前提とした校務 DX 環境への移行、ネットワーク環境の整備

○教職員の異動時の業務継続性向上及び児童生徒の転校時におけるデータ継続性の確保の観点から、令和 11 年度までに、全自治体においてクラウド型校務支援システムの導入を完了することを目指し、「次世代校務 DX 環境の整備」に要する初期費用を補助する等、引き続き必要な支援を実施する。また、令和９年度末までに全ての学校で必要なネットワーク環境が整備されるよう引き続き取り組む。

オ　教育データの効果的な利活用等

○個人情報の適正な取扱いを確保しながら効果的に教育データ利活用を進めていくため、データの相互互換性の確保等の共通ルールや基盤的ツールの整備、教育データの分析・活用手法の実証、全国学力調査の CBT 化等を令和８年度以降も更に推進する。

○転校・進学時の指導要録・健康診断票を始めとした文書のやりとりのオンライン完結を早期に実現するため、自治体内の児童生徒・教職員のアカウント管理の適正化も含め、主体・データの真正性の確保に必要な教育分野の認証基盤の技術・現場実証を令和８年度から令和 10 年度までに実施する。

カ　安全かつ主体的に AI を活用できる学習環境の構築

○初等中等教育段階における生成 AI の活用に関しては、これまで、生成 AI パイロット校等を始めとして様々な活用に関する実証研究を進めてきた。AI の活用に伴う政治的・地政学的リスクも指摘されている中、学校現場での AI の活用に当たっては、特定の立場からの偏見や

差別等に基づく回答や誤りを含む回答が生成され得ること、それらが認知や行動に与えるリスクに加え、学習過程の過度なショートカットや AI への思考の依存などのリスクも存在する。学習指導要領の改訂も見据え、これらのリスクに対応し、教職員及び児童生徒が AI を「安全かつ主体的に活用」できる環境を整備するため、令和８年度中に「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」を改訂する。あわせて、当該ガイドラインの内容の理解・遵守を促進するための体系的な研修機会を充実させるとともに、上記リスクに対応した教育分野特化の AI について国産 LLM の活用も含めた開発や学校現場における実証研究等を引き続き推進する。さらに、令和 12 年度までに、AI の実装に不可欠な学習指導要領や参考資料、教科書等のデータについて、機械可読化・構造化（AI-Ready 化）を進めるとともに、学校現場において AI を安全に利活用するために必要なセキュリティを確保したクラウド環境の整備を推進する。

キ　学校 DX のためのセキュリティ基盤整備

○令和６年「地方自治法[41]」の改正により、学校等もサイバーセキュリティの確保に向けた措置を要する対象とされたことから、自治体の状況も考慮しながら、①「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」の改訂、②教育委員会における教育情報セキュリティポリシー策定推進、③セキュリティ対策の実施に係る支援を通じて、引き続き全ての学校において、高いセキュリティ基盤の構築を図る。

ク　「こまもろうシステム」の構築等

○こどもに対する性暴力被害防止等を目的とした「こども性暴力防止法[42]」の令和８年 12 月 25 日の施行に向けて、対象事業者（学校設置者等及び認定事業者等）の従事者の犯罪事実確認などの一連の手続を、総合的・包括的に実施できるシステム（「こまもろうシステム」）を構築するとともに、施行後、システムを安定して運用するための保守管理、必要な機能の追加開発、体制整備等を行う。

【施策例】

・３－71　トータルデザインで目指す姿（スマートフォンで 60 秒で手続が完結）
・３－73　保育業務のワンスオンリー実現に向けた全国基盤整備
・３－75　保育現場における ICT 環境整備
・３－79　学校健康診断情報の PHR への活用推進事業

⑥ 防災 DX の推進

ア　防災デジタルプラットフォーム等におけるデータ連携機能及び実施体制の強化

○災害対応を行う国・自治体の関連機関が、災害対応に必要な情報（被害情報、道路通行規制情報等）を共有する「防災デジタルプラットフォーム」の中核を担う「新総合防災情報システム（SOBO-WEB）（以下「本システム」という。）」等の整備及び利活用を更に進める。具体的には、令和８年度に、本システムについて、AI 等による先端技術を活用した対応案の提示等による意思決定支援機能を含む更なる機能強化等を行うとともに、映像やセンサーデータ等の有用な情報を持つ防災情報関連システムとの自動連携の充実等を図る。あわせて、関係機関において本システムを活用した実践的な机上演習（TTX）等の訓練の普及促進を図るとともに、令和８年度に新物資システム（B-PLo）についても新たに応急期の現地研修の仕組みを構

[41] 昭和 22 年法律第 67 号。
[42] 「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（令和６年法律第 69 号）。

築する。また、自治体内で被災者支援に必要となる情報をデータベースとして集約し、広域災害において自治体間で情報共有する仕組みを構築するため、令和８年度はまず被災者支援に必要な情報項目の標準化等の検討を進める。

○あわせて、地域住民への迅速な避難指示等の情報の伝達を行うＬアラートと本システムとの更なる情報連携等を進め、被災者向け生活支援情報など、Ｌアラートで扱う情報の充実化・構造化等に向けた取組を進める。

イ　デジタル技術を用いた防災気象情報の高度化等の推進

○線状降水帯・台風等の予測精度向上等の各種防災気象情報の改善に取り組む。気象等の予測や情報発表等に不可欠な基幹的情報システムにクラウド技術等も取り入れ、先端 AI 技術を活用し、これを基盤に大量の過去の気象データを学習しパターンに基づき予測する AI 気象モデルの新規開発及び従来の物理的手法に基づく数値予報モデルの開発を両輪で進める等により予測精度の向上等を図る。特に、次期数値解析予測システム（気象庁スーパーコンピュータシステム）について、令和 10 年度までの運用開始を目指し、令和８年度に仕様検討を行う。

【施策例】

・３－95　地上基幹放送の小規模中継局等のブロードバンド等による代替等支援事業
・３－96　災害リスク情報のオープンデータ化
・３－97　デジタル技術を活用した災害対応の高度化
・３－100　災害時の保健・医療・福祉に関する横断的な支援体制の構築
・３－102　防災分野のデータ流通促進
・３－103　防災システムを活用した災害対応の実施体制強化
・３－108　官民の多様な被災者支援システムの相互連携強化等
・３－109　指定緊急避難場所及び指定避難所情報の迅速な整備・更新・公開
・３－110　地方公共団体の災害対応におけるデジタル支援
・３－116　防災地理情報の整備・更新による防災 DX の推進
・３－117　デジタル等新技術を活用した防災技術の推進

⑦ 各分野における DX 化の推進

ア　税務

(a) マイナンバーカード・マイナポータルを活用した確定申告の利便性向上

○UI、操作性等の改善により確定申告の一層の利便性向上を図るため、マイナポータル連携（控除証明書等のデータを一括取得し、各種申告書の該当項目へ自動入力する機能）に必要な外部サービスとの連携設定の簡素化について、令和８年度中を目途に要件を整理し、令和９年度以降の実現を目指す。あわせて、社会保険料控除の対象となる医療・介護保険料をマイナポータル連携の対象とするため、国税庁は厚生労働省等と連携し、令和８年度中を目途に要件を整理した上で、令和９年度以降の実現を目指す。なお、マイナンバーカード・マイナポータルを用いた e-Tax の推進を図るため、マイナンバーカードが普及するまでの暫定的な措置である「ID・パスワードによる申告」は、令和８年分確定申告期における納税者への周知の後、令和９年の早期に終了することとする。

○また、令和９年１月以降、給与支払報告書を市区町村に提出した場合、税務署に給与所得の源泉徴収票を提出したものとみなされ、eLTAX で提出された給与支払報告書が給与情報のマイナポータル連携の対象となることについて、政府を挙げて企業等へ周知し、マイナポータル連携の利用拡大を図る。

(b) 国税地方税連携の推進

○国税・地方税当局間で情報連携の仕組みを構築し、所得税・法人税申告書・法定調書等の情報について、連携対象となる情報の拡大を図ることで両当局間での書面による照会・回答や対面による閲覧事務を始めとした課税・徴収事務について一層の効率化に取り組んできた。今後、令和８年度から令和９年度までに順次、連携対象となる情報の更なる範囲拡大及び国税・地方税当局間での照会・回答業務のデジタル化を目指し、更なる事務効率化を図る。

イ　農業データ連携基盤（WAGRI）等の整備

○データ連携・共有・提供機能を有する農業データ連携基盤（WAGRI）、生産から消費までのデータの相互活用を可能とするスマートフードチェーン（ukabis）及び AI の活用等を通じて農業者のデータ活用を促進するとともに、オープン API 等のデータ活用環境を整備する。具体的には、令和８年度以降、WAGRI や農業特化型基本 AI モデルを活用した、地域特性に対応したAIの実証や、ukabisを活用した農業データの川下とのデータ連携の実証等に取り組む。

○農産品の物流について、令和 12 年度には最大で 25%程度の輸送力不足が生じ得る中、依然としてトラック輸送に依存している現状の解決のため、令和８年度以降順次、自動化技術やサプライチェーン全体の連携により、物流の効率化と機能向上に向けた取組を進める。

ウ　行政分野

(a) 会計 DX の推進

○重複入力等の非効率な業務が残存している国の会計業務について、ワンスオンリー化による業務の効率化やデータの利活用及び見える化、関連システムの全体最適化を実現するために必要となる取組を推進する。具体的には、全府省庁の本省会計課を対象とする一般競争入札に係る会計事務の業務やデータ標準の大枠について令和７年度に行った整理を踏まえ、令和８年度は、調査対象を地方支分部局等に拡大し、システム化に向けた調査や要件定義を進める。

(b) 旅費関連システム及び業務の抜本的な効率化と刷新

○「旅費業務プロセスの改善方針」（令和５年９月８日旅費業務効率化推進会議決定）を踏まえ、旅費等内部管理業務共通システムについて、令和 10 年度末までに、例えば民間経費精算製品に標準で具備されている領収書の取り込み機能や公用クレジットカード連携機能の実装などにより、旅行計画・旅費精算等に係る UI/UX 及び操作性を大幅に改善した次期システムへの更改を目指し、令和８年度に、設計・開発工程に着手する。

(c) 戸籍情報連携の安定運用・連携拡大

○戸籍情報連携システムについて、令和９年度のシステムの更改に併せてデータベース等の構成の最適化を行うことにより、戸籍電子証明書のオンライン請求等に関する事務の迅速化など国民の利便性向上を図る。

○あわせて、請求元・請求先双方の事務負担・費用負担の軽減を図るため、令和 10 年度までに都道府県等による戸籍電子証明書等のオンラインでの公用請求を可能とするための仕組みの構築・導入に必要な情報の提供等を行う。

(d) 政府職員等の法制事務の効率化

○政府職員等による法令の立案業務の生産性向上・高度化を図るべく、「法案誤り等再発防止プロジェクトチーム」での議論も踏まえながら、令和８年度中を目途に、法令改正事務にお

ける条文案表記に関する正確性の点検を e-LAWS で支援する機能及び生成 AI を活用した新たな用例検索機能を開発し実装する。

(e) 政府の公共工事電子入札システムの合理化

○現在、複数存在する政府内における公共工事分野に係る公共調達電子入札システムについて、システムの重複を解消し、整備・運用等に係る経費削減を実現するため、令和９年度末までの統合を目指す。具体的には、デジタル庁及び関係府省（文部科学省、農林水産省、国土交通省及び防衛省）は、令和８年度においては、各省システムの統合に向けた整備を開始し、一元的なシステムの整備・管理・運用を実現するための設計を行うとともに、システムの統合及び運用に向けた体制の整備を行う。

(f) 政治資金収支報告書に係るデータベースの整備

○議員立法により「政治資金規正法[43]」が改正され、政党本部、政治資金団体及び国会議員関係政治団体に係る収支報告書のオンライン提出が義務づけられ、総務大臣はオンラインで提出された収支報告書の情報について、データベースを用いた公表を行うこととされたため、令和９年度中にデータベースを整備し、政治資金の透明性の向上に取り組む。

エ　その他分野

(a) 空き家対策の推進

○現在、多くの自治体で行われている、空き家の所有者の情報などを紙の台帳に入力する業務のデジタル化や、市区町村間の情報集約・比較分析等を可能にするため、空き家データベースシステムを国土交通省が令和８年 10 月を目途に整備する。

(b) 不動産 ID の整備

○不動産を一意に特定する「不動産 ID」を整備し、不動産を軸とした様々な情報が連携されることで、官民双方の領域において、ビジネスの発展や効率性の向上等を目指す。まずは、令和９年度中の一部先行整備地域における試験運用及びその後の社会実装に向けて、令和８年度以降、不動産 ID の生成方法及び仕組み等に関する検討を進める。

(c) 地域交通 DX の推進

○人手不足等の課題に直面する地域交通について、デジタル技術の活用や標準化により、連携・協働を推進し、持続可能性、利便性、生産性及び付加価値の向上を図るとともに、自動運転社会の実現に向けた環境を整備する。これまでに、バス及び鉄道の IC カード等のデータ様式やバスの後方業務のプロセス及びシステム構成の標準化等を進めてきたが、令和８年度以降、これらの導入支援を行いながら、タクシーの後方業務、鉄道の介助業務プロセス、交通による社会保障費削減評価手法等の分野において標準化を推進する。

(d)「建築・都市の DX」の推進

○まちづくり DX の基盤となる３次元の都市モデルの整備・活用・オープンデータ化の取組（Project PLATEAU）を推進する。モデル整備・更新の更なる効率化や産学官連携等に取り組むほか、官民における整備・活用等を一層促進し、地域課題の解決及び社会価値の創出を目指す。

---

[43] 昭和 23 年法律第 194 号。

○３次元の建築モデル（建築 BIM）・都市モデル、国土数値情報等の地理空間情報及び、不動産 ID 等に関する取組を一体的に推進する「建築・都市の DX」により、建物内外から都市全体まで再現した３次元デジタルツインについて 2030 年代に本格的社会実装を目指し、令和８年度以降は、持続的なユースケース開発やデータ連携の推進等の取組を加速させ、まちづくり・防災の高度化、新サービスの創出などを図る。

【施策例】

・３－119　社会保険・税手続のオンライン・デジタル化
・３－120　デジタルインボイスの定着
・３－123　国税情報システムに係るプロジェクトの推進
・３－124　スマート農業技術の活用による生産性の向上
・３－125　林業におけるデジタル技術の活用の推進
・３－127　DX 推進による水産資源管理の業務の効率化
・３－131　独立行政法人の DX の推進
・３－136　e-Gov の利用促進
・３－137　電子契約システム（工事・業務）のシステム効率化と利便性向上による電子契約の普及促進
・３－139　公文書管理のデジタル化
・３－141　国家公務員の人事管理情報のデジタル化
・３－142　電子調達システムの効率化及び利便性向上による利活用の推進
・３－143　府省共通研究開発管理システム（e-Rad）の機能刷新
・３－150　電子国土基本図の整備・更新・３次元化
・３－151　地理空間情報の整備・利活用の促進
・３－155　国土交通データプラットフォーム整備によるインフラ DX の推進
・３－156　位置情報サービスを支えるインフラ「電子基準点」の安定運用及び「国家座標」に基づく位置情報の提供
・３－157　歩行空間における移動支援サービスの普及・高度化
・３－162　ジオ AI（地理空間情報×AI）の推進
・３－165　ふるさと住民登録制度の創設
・３－167　地域の公的機関における DX の推進支援
・３－170　マイナポータルを利用した旅券のオンライン申請の利便性向上のための諸改善
・３－171　ドローン利活用の推進
・３－174　自動物流道路の構築
・３－176　鉄道分野における DX の推進
・３－178　空港業務 DX の推進
・３－179　自動車登録検査手続 DX の推進
・３－198　海事行政 DX の推進
・３－200　マテリアル DX プラットフォーム実現のための取組
・３－201　行政の手続におけるキャッシュレス化の推進
・３－203　雇用関係助成金 DX の推進

（４）AX/DX の徹底的推進による経済成長の加速

急速に進展する AI 技術や、それを支えるクラウド・データセンター・半導体などの基盤への爆発的な需要増加、AI 技術等を導入する地域の中小・中堅企業等の大幅な生産性向上を絶好の成長機会と捉え、官民の積極的な投資を促す環境を整備する。

その際、国内外の環境が厳しさを増す中においては、クラウドやAIなど国内のデジタルインフラについて、我が国の自律性を強化することが極めて重要であることに留意し、政府が国内事業者を通じて、将来の海外進出も視野に入れた「成長投資」を推進する。

特に、AX/DXの推進に当たっては、AIやクラウドなどのデジタル財が特定の国や企業に過度に依存することで、我が国の主体的な選択・運用が阻害され、従属的な立場に立たされるような状況を回避し、安定的かつ持続的な利用環境を確保する観点が必要不可欠である。

こうした考え方の下、今後の政府におけるガバメントAIの整備・活用に当たり、データ、計算基盤、モデル、運用の各レイヤーにおいて、我が国として自律性・代替性・耐遮断性を確保すること（以下「AIソブリンティ」という。）を基本的な考え方とし、AIソブリンティの戦略的な確保に向け、必要な取組を進める。

AIソブリンティの確保に向けては、行政事務に係るデータのアクセスと利用のコントロールを確実に確保する観点から、取り扱うデータの範囲や管理体制等に係る基準を策定するとともに、それを踏まえてAI基盤モデルに係る適切な調達等の在り方を検討することが必要不可欠である。

基盤モデルに関する選択可能性を政府が継続的に確保する観点から、(i)行政事務における基盤モデルは、行政事務やデータの特性に応じて適切に判断・選択される必要があること、及び(ⅱ)国産AIモデルの育成・強化を視野に入れつつ、国内外の優れたモデルを組み合わせて柔軟に利用するハイブリッド設計が行政事務の質の向上に有用と考えられることを踏まえ、①特定のAI事業者のサービスへの過度な依存は、基盤モデルの独寡占が進んだ場合などにおいて、料金改定やサービス停止、仕様変更といった事業者都合で我が国の行政事務の継続性が損なわれるリスクがあること、くわえて、②特に、海外AI事業者が提供する基盤モデルについては、その開発・評価・品質管理に当たっての方針や、回答出力の考え方が国外の法制度や価値観の影響を受けることで、我が国の独立した意思決定における自律性が損なわれるリスクがあること、③②のリスク判断を行うために必要となる基盤モデルの内部構造の検証及び出力の評価に限界が存在することから、基盤モデルについては、特定のAI事業者に依存しない複数の選択肢を常に確保する。

基盤モデル変更時、インターフェイス変更対応などの作業コストを抑制するとともに、データの流通経路を統制可能な状態に保つため、将来的に、アプリケーションが特定のAI事業者の基盤モデルと密結合することを避け、原則、共通インターフェイス経由で推論を行うことを検討する。特定のAI事業者の基盤モデルに依存せず、他の基盤モデルへ容易に切り替えられるよう、モデル間の移行の容易性を確保することを検討する。

なお、基幹的な行政サービスであって常時稼働が必要なAIモデルを含むデジタル基盤については、海底ケーブルの大規模な断線といった重大な障害からの復旧やサイバー攻撃に緊急に対応するためのセキュリティ対応についても国内で完結可能であることが望ましいことにも留意する。

① 政府AX/DX基盤に係る自律性強化

ア　政府におけるAI利用に当たっての戦略的自律性の確保

〇AIソブリンティの戦略的な確保に向け、デジタル庁において、令和８年度に、国産を含む複数の基盤モデルをガバメントAI源内で実際に活用し、各モデルの得手不得手や出力特性、特定の価値観への偏り等を把握した上で、政府は、能力、精度、安全性といった多様な観点から各モデルを比較評価し、行政事務におけるモデル選択の評価手法・判断基準を検討する。

○令和９年度は、当該評価手法等を基に、国内外の複数の基盤モデルをタスクに応じて選択・協調・評価させる統合的な運用基盤の開発を進め、モデルの評価・選択を我が国が自律的に行える体制を検討する。なお、当該運用基盤においては、タスクの難易度・緊急性等に応じたコストの最適化を図る仕組みを組み込むとともに、特定の AI 事業者の障害・撤退等の事態に備えた代替モデルへの切替の可能性を確保する。くわえて、AI エージェントの利用に関する管理ルール（（１）②ア参照）において、当該基盤をモデルの比較評価に活用する仕組みの可能性を検討する。

○政府における AI の利活用に係るガバナンスの強化を視野に、まずは、デジタル庁内において、令和８年度に、「行政の進化と革新のための生成 AI の調達・利活用に係るガイドライン」の適切な運用や、AI・AI エージェントの利用に当たっての費用、データ、リスク等の自律性確保に配慮した適切な管理や、AISI など関連機関との連携強化に向けた体制を整備する。令和９年度以降、こうした取組を通じて得られた知見を踏まえた更なるガイドラインの改定等（（１）②イ参照）を通じて、政府における AI の利活用に係るガバナンス強化を図る。

イ　ガバメント AI「源内」における国産 AI モデル（LLM）の積極活用

○全府省庁等に展開されている生成 AI 利用環境「源内」において、令和８年度中に、国産 AI モデルを試行的に実装し、令和９年度からは政府調達を積極的に推進することで、国内 AI 事業者の育成・強化や AI に関する我が国の自律性を確保し、国内における官民での AI 投資の好循環を目指す（（１）②参照）。

ウ　国内クラウド事業者の利用促進

○行政における AX/DX の基盤となるガバメントクラウドについて、我が国の自律性を強化する観点から、耐災害性が不可欠なものなど一定の政府情報システム等において、日本企業の提供するクラウド（国産クラウド）等、重大な障害・故障時の復旧を含め自社が国内で運用を完結できるものの利用拡大を加速する。こうした初期需要の提供を通じて国内事業者の技術力や信頼性向上を図り、国内クラウド事業者の競争力を高めるとともに、国外進出も後押しする。

○また、国内事業者のガバメントクラウドで稼働するシステムの構築を効率的に行うことができる開発環境[44]を国が提供することで、中小企業、スタートアップ企業などを含む国内のシステム開発・運用事業者が、SaaS 等のアプリケーションを開発しやすい環境を提供する。

エ　国産クラウドにおける暗号鍵の生成

○ガバメントクラウド上に存在する我が国のデータの自律性の確保・強化に向けては、国内クラウド事業者のクラウドにおいてデータの暗号化及びその復号に使用する暗号鍵の生成を行うことができる環境を整備することが重要である。

○このため、他のガバメントクラウド事業者で使用する暗号鍵を国内クラウド事業者において効率的に生成する機能（BYOK：Bring Your Own Key を実現するための機能）を令和８年度中に提供可能とし、その利用を促進する。

オ　ガバメントクラウドにおけるクラウドロックイン対策の一層の強化

○クラウドサービス提供事業者によるクラウドロックインへの従来の対策に加え、ベンダーがガバメントクラウド上に構築するシステムが、特定のクラウドサービスの機能へ過度に依存

[44] デジタル庁が、公共情報システムの開発者向けに、ガバメントクラウド上で開発環境一式を提供するサービス（GCAS DevStack）を指す。

せず、クラウド選択の自由度と競争性を確保するため、異なるクラウド環境の間でシステムの移行容易性を向上するための措置を強化する。

○具体的には、クラウドサービス提供事業者固有の機能に過度に依存しないアーキテクチャガイドライン、クラウド間移行を支援するための指針、適切な契約期間の設定及び当該アーキテクチャを実現するための調達ガイドラインの策定を進める。

カ　デジタル庁における PQC 移行における初期需要の提供

○政府機関等における PQC への移行について、原則として、令和 17 年（2035 年）までに行うこととされている。移行に向け、デジタル庁が PQC を用いた署名・検証に係る実証を令和８年度中に実施する際に、国内企業が研究・開発を行う HSM[45]を、国内事業者が提供するクラウド上で試行的に整備する等により、外国製がシェアを占める PQC 対応製品市場において、国内企業に初期需要の端緒となる機会を提供するとともに、我が国のセキュリティ基盤の自律性強化を図る。

キ　OSS 利活用を通じた政府システムの自律性や経済性の向上

○民間領域では世界的に、OSS（オープン・ソース・ソフトウェア）を活用した AI モデル開発が進み、公共領域でも国連などを中心に「デジタル公共財」として行政分野のソフトウェアを国家間で共有・活用する動きが進展するなど、OSS 活用は世界的な潮流となっており、現状、市場の９割以上のソフトウェアにオープンソースが含まれている。このような動向を踏まえ、国においても、標準として展開すべきソフトウェアを OSS として公開（アウトバウンド）し、他の行政機関、地方公共団体及び民間事業者が広く活用できる環境を整備することで、社会全体におけるソフトウェア開発コストの低減及びイノベーションの促進を図る。あわせて、デジタル庁や他政府機関におけるシステム開発において、市場の OSS を、そのセキュリティリスク（未知の脆弱(ぜいじゃく)性の存在や、悪意あるプログラムを実行させるコードの埋め込み等）を適切に管理しながら、積極的に活用（インバウンド）することで、開発の効率化、最新技術の迅速な導入、及びベンダーロックインの回避による自律性の確保を推進する。まずはデジタル庁において、OSS の利活用及び公開に関する統一的なガバナンスを確立するとともに、外部 OSS コミュニティとの連携・協働を担う中核組織として、OSPO（オープンソース・プログラム・オフィス）を政府で初めて令和８年度早期に設置する。

② AI 等の新技術を安心して活用できる基盤構築に向けた民間投資の促進等

ア　半導体戦略の具体化

○デジタル産業及びその基盤となる半導体を取り巻く環境変化を踏まえ、令和５年６月に取りまとめた改定版「半導体・デジタル産業戦略」に基づき、「5G 促進法[46]」に基づく先端半導体の国内の安定的な生産基盤の確保や「経済安全保障推進法[47]」に基づく半導体の安定供給確保に向けた取組、次世代半導体の設計・製造基盤確立に向けた取組などを引き続き推進する。こうした取組を通じて、AI 時代に必要不可欠となる先端・次世代半導体の国内開発・製造能力を確保し、令和 12 年に国内で生産される半導体の売上高 15 兆円、令和 22 年に同 40 兆円を目指す。

---

[45] Hardware Security Module：暗号化・署名に用いる暗号鍵を安全に保管し、必要な暗号処理をモジュール内部で実行するためのハードウェア。

[46] 「特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律」（令和２年法律第 37 号）。

[47] 「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第 43 号）。

イ　ワット・ビット連携によるデータセンターの立地環境確保

○電力インフラと通信インフラの効果的な一体整備を可能とするワット・ビット連携により、データセンターの立地環境を確保する。具体的には、「GX 戦略地域制度」（令和７年８月創設）において令和８年度中に選定したデータセンター集積地に対して、電力インフラについては一般送配電事業者等の資金調達を円滑化する制度改正と連携した系統の先行的・計画的整備を行い、また、通信インフラについては、海底ケーブルの陸揚げ拠点及び国際海底ケーブルの分岐支線等の整備支援やオール光ネットワークの実証支援などの実施を通じてその強靭化・高度化を推進するほか、海底ケーブルの損壊等の検知・調査・分析能力の確保やその保守のための人材育成を行う。あわせて、光電融合や低遅延通信及び高密度・高出力の機器・電源等の先端技術を実現する研究開発力・生産基盤の確保を支援する。

ウ　国産マルチモーダル AI 基盤モデルの開発

○AI の開発競争が国際的に激しさを増している中、AI の開発及び開発された AI の幅広い分野での利用を一体的に行うため、社会実装を見据えた AI モデルの開発等に取り組む。また、令和８年度から新たに、言語・画像・動画・音声など多様な種類のデータに対応したマルチモーダルについて、国産 AI 基盤モデルの開発支援を行うことを通じて、高い品質を有する我が国の現場におけるデータを安心・安全に活用する環境を整備し、フィジカル AI 及び AI ロボットの開発を推進する。

エ　産業データの AI-Ready 化

○製造業等の産業分野の豊富なデータ資源を有する我が国では、これらのデータを AI 学習・利用やデータ連携等を前提とした AI-Ready な状態に整備し、最大限利活用することが重要である。こうした観点から、令和８年度においては、データ精製技術（AI-Ready 化）に関するミドルウェアや、データ連携のためのデータスペース技術（Open Data Spaces 等）について、手法論の確立や標準化に係る研究開発・実証を支援する。あわせて、データ精製・データ連携を中核的に担う国内プラットフォームサービスを育成する。

オ　信頼できる AI の開発・活用支援に資する能動的評価基盤構築等に関する研究開発

○日本の政府機関・企業等が信頼して活用できる生成 AI の開発・導入を支援するため、国立研究開発法人情報通信研究機構（NICT）が拠点となり、文化・慣習等を踏まえて AI の信頼性・バイアス等を評価する「能動的評価基盤」の構築及び高品質な学習用言語データの整備・拡充を進めるとともに、多種多様な AI 間連携やエージェント AI・バーティカル AI、多言語・マルチモーダルを考慮した AI 等の AI・コミュニケーション技術の高度化を目指し、令和８年度以降、引き続き必要な研究開発等を行う。

カ　地域 AX の推進

○地方部や中小企業で特に顕著な人手不足に対応するため、地域のクラスター・地場産業を支える仕組みづくりへの支援として、中堅・中核企業（コネクター・ハブ[48]）における AI 導入を進める「地域 AX」を推進する。令和８年度は、AI に知見を有する有識者の派遣などを通じてモデル的な取組を行う地方公共団体を伴走支援する。また、令和９年度以降は、AI を活用した地域密着型の新規事業の立ち上げや AI 等のデジタル技術を活用した先進的な地域課題解決プロジェクトの創出を支援する。

---

[48] 域内にサプライチェーンを有し、地域資源を活用して地域外で収益を上げることにより、その成長が域内の関連企業群に波及し、地域経済全体の活性化を牽引する中核的企業。

キ　AI・オンチェーン金融の推進

○金融システムを支える決済基盤について、AI 時代を見据え、物流・商流・決済の一体化を志向する技術革新に対応した高度化を推進する観点から、物流・商流におけるスマートコントラクトの発展に併せたオンチェーンの決済手段（ステーブルコイン・トークン化預金）の実装・普及に向けた環境整備により、プログラマビリティや 24 時間 365 日連続稼働を備えた決済の実現を図る。また、こうしたデジタル決済との連携等も視野に入れ、決済のリアルタイム化に向けた新たな決済システムの構築を促進する。令和８年度中に AI・オンチェーン時代の金融の在り方について、検討を進め、中間整理をまとめる。

【施策例】

・４－８　オール光ネットワーク技術開発の促進及び普及・拡大
・４－12　公共分野の情報システムにおけるデータ拠点の立地分散
・４－13　AI RAN による次世代 AI 基盤の構築
・４－21　企業の DX 推進
・４－26　クラウド技術開発の推進
・４－28　量子暗号通信の社会実装に向けた取組強化
・４－29　量子ネットワークの要素技術開発
・４－30　量子コンピュータの産業化に向けた開発の加速及び環境整備

③ データ連携・利活用を促進する環境整備

ア　データ連携・利活用を促進するエコシステムの形成

○データを安心・安全に連携・利活用できる環境を整備するため、産業界のニーズを踏まえ、「デジタルエコシステム官民協議会」等を通じた取組を引き続き推進する。具体的には、優良事例の選定や標準的な技術仕様整備等により、環境分野を始めとした産業データ連携のユースケース創出・展開を進める。データ連携における「トラスト」の確保に関しては、令和８年度を目途にデータ連携における信頼性確保に資する技術・ツール等（認証、電子署名、e シール、タイムスタンプ等）について、場面に応じた利用の在り方等を体系的に整理し、令和９年度以降に更なる利用の普及を推進する。また、データ連携・利活用の促進に向けた取組において、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）等との連携を引き続き強化する。

イ　証明書のデジタル活用の高度化に向けた取組

○安心・安全なデータ連携・利活用推進及び行政手続のデジタル完結に向けた取組を推し進める。その取組に際しては、関連する制度等を所管する関係府省庁間で連携して必要な措置を講ずる。

○特に、VC 及び DIW を活用した証明書の電子化・高度化に向け、国内で行政が発行もしくは受領する証明書を VC・DIW を用いて電子化・高度化する初のユースケースを令和 10 年度までに創出し、令和 12 年度までに複数社会実装することで、誰もが利便性や安心・安全を実感でき、AI による証明書処理にもつながる社会環境の構築を目指す。令和８年度には、住民票の写し等の具体的な証明書の所管省庁等と連携しながら、VC・DIW を活用する際に基本的に満たすべき共通的な技術・運用要件の整理を行った上で、令和９年度中を目途に取りまとめる。これらの利用環境として求められる、VC の発行機能、格納・提示を行う DIW 及び検証機能等を念頭に、行政による利活用実現に向けて政府として提供すべき機能を特定し、令和９年度中に整理する。

ウ　AI 開発・活用に資するデータ利活用の推進

○データが事業者や業種・業界の壁を越えて社会全体で広く利活用されるようにするため、「データ利活用制度の在り方に関する基本方針[49]」に基づき AI 時代にふさわしいデータ連携・利活用を推進する。その一環として、国等データ活用事業の創出を図るとともに、AI 開発等の個人情報を含む新たなデータ利活用ニーズ及び顕在化するリスクに対応するため、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律」及び「個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律」の施行に向け、下位法令等の検討など制度の確実かつ円滑な運用に必要な準備を関係者の意見も踏まえつつ進めるとともに、必要な体制整備を図る。

【施策例】

・４－38　ウラノス・エコシステム
・４－40　信頼性のある個人データ流通の観点から個人情報を安全・円滑に越境移転できる環境の構築
・４－42　e シール及びタイムスタンプの利活用拡大の推進

④ 政府認証基盤を始めとする政府情報システム等に係る安全性・信頼性の向上

ア　PQC への円滑な移行

○量子計算機技術の進展に伴い、現在広く使われている公開鍵暗号の安全性の低下・危殆化が懸念されるため、政府機関等における PQC への移行を、原則として、令和 17 年（2035 年）までに行うことを目指し、政府機関等における暗号技術の利用状況等も踏まえつつ、関係府省庁の連携の下、令和８年度に工程表（ロードマップ）を策定し、円滑な移行を推進する。

○また、産業界に対して PQC への移行を促進する観点から、クリプトインベントリ（自社が保有する情報・システムに適用される暗号の棚卸し）の具体的な作業手順等を含むガイドライン等を令和８年度中に整備する。

イ　政府認証基盤の安全性・信頼性の確保

○政府認証基盤の次期システムの運用期間中に、政府認証基盤を新暗号アルゴリズムへ移行し、現行の暗号危殆化に備える。具体的には、官職認証局[50]及びブリッジ認証局[51]について、令和 10 年度中に新暗号アルゴリズムへ移行することで、インターネット上の脅威（文書のなりすまし、改ざん等）への対策を強化する。また、日本政府認証局については、新暗号アルゴリズム方式への移行を行うためのシステム更改に向け、令和８年度に要件を検討し、令和９年度に開発を行い、令和 10 年度から次期システムの運用を開始する。

○あわせて、上記アの工程表（ロードマップ）に基づき、早期に政府認証基盤における PQC への移行スケジュールを策定するとともに、PQC への移行及びコスト削減等の観点から、令和９年度末までに政府認証基盤の将来像を検討・整理した上で、令和 13 年度からの運用見直しを目指す。

---

[49] 令和７年６月 13 日閣議決定。
[50] 行政機関等の電子署名に用いる電子証明書の正当性を保証する機関。
[51] 民間認証局等と官職認証局との間の信頼関係を仲介し、相互に電子署名の検証を可能とする機関。

⑤ DFFT 具体化・ガバメント AI の国際展開を見据えた国際戦略

ア　DFFT の推進

○DFFT の具体化を一層推進するため、令和８年度中に EU、ASEAN、英国等との二国間デジタル協力の枠組みを通じて、我が国企業が円滑に国際的なデータの流通及び利活用を推進できる環境整備に向けた取組を行う。また、データセキュリティ向上に向け、企業における PETs（Privacy enhancing technologies：プライバシー強化技術）の実装を促進する観点から、令和８年度中に、我が国企業の PETs 等を活用したデータ連携基盤の実装可能性を検証・特定するとともに、協力に関心を示す諸外国との間で、具体的ユースケースの実装可能性を検証し、安全・安心なデータ流通が可能な DFFT 実装圏の実現を目指す。

イ　ガバメント AI の国際展開

○我が国におけるガバメント AI 源内の OSS 化を踏まえ、ASEAN 等グローバルサウス諸国等においても、ガバメント AI が自立的に発展するよう、これらの国々との共創・協力モデル構築に向けた検討を令和８年度に行う。具体的には、多国間の国際会議や二国間協議等の場も活用しつつ、ニーズや課題等、モデル構築の前提となる基礎的情報の整理・分析を行った上で、令和９年度以降、グローバルサウス諸国において、日本との共創・協力も踏まえた形でのガバメント AI の実装を目指す。

【施策例】

・４－49　国際データガバナンスアドバイザリー委員会/産業データの国際的なデータガバナンス　DFFT の具体化推進に向けた国内外一体的なデータガバナンスの推進

（５）サイバーセキュリティの確保

我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に直面する中、地政学的緊張を反映したサイバー空間を取り巻く情勢は、近年、一層深刻化しており、重大な事態へと急速に発展していくリスクをはらんでいる。このため、GSOC による政府横断的な監視等の取組を強化することに加え、特に、攻撃者が AI を使った高度なサイバー攻撃を行う危険性が急速に増大していることを踏まえた対策を早急に講ずる。その際、直近では、システム相互の連関性が高まりつつあり、サイバー攻撃による被害も拡大し得る状況であることから、行政機関はもとより、病院等の重要インフラ、中小企業・自治体を含めたあらゆる主体がサイバーセキュリティ対策向上に取り組むことが求められるため、「サイバーセキュリティ戦略」（令和７年 12 月 23 日閣議決定）に基づく施策を含め、これらの取組を推進する。

① AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策の向上

ア　サイバーセキュリティ対策パッケージ「Project YATA-Shield」の推進

○Claude Mythos Preview を始めとするサイバーセキュリティ性能が従来よりも高い AI（以下「高性能 AI」という。）により、システム上の脆弱性を発見・修正等を行う能力が急速に向上していることを踏まえ、サイバーセキュリティ対策パッケージ「Project YATA-Shield[52]」（令和８年５月 18 日 AI 性能の高度化を踏まえたサイバーセキュリティ対策に関する関係省庁会議）に基づき、関係府省庁・関係機関の緊密な連携の下、以下を始めとした対策を可及的速やかに講ずる。なお、AI をめぐる動向が急速に変化する中においても、より実効的な対

[52] YATA：Yielding Advanced Threat Awareness with AI（脅威の可視化）の頭文字。「正確に写す」という八咫鏡(やたのかがみ)もあるように、「AI 性能の高度化に伴うサイバー脅威を正しく認識し、防御する／対応する」という趣旨。

応を継続的に行うべく、取組の実施状況を機動的に確認し、追加的な対応を不断に検証・実施する。

(a) 重要インフラ事業者等への対応

○重要インフラ事業者等[53]に対して、基本的なサイバーセキュリティ対策の確実な実施や、より高速かつ大量に脆弱性が発見・修正されることを前提とした対策強化が速やかに実施されるよう注意喚起を行うとともに、金融分野における先行的な取組の実施及び他分野への展開や、事業者等のサイバーセキュリティ人材育成支援、政府機関等の情報システムにおける対応などに取り組む。

(b) 脆弱性の発見・修正等への対応

○外国政府機関や AI 開発者等との連携を強化しつつ、高性能 AI へのアプローチ等に係る情報収集等を進めるとともに、AISI による AI モデルのサイバーセキュリティ性能に係る情報の収集や評価の実施、諸外国 AISI との連携などに取り組む。くわえて、ソフトウェア・ベンダーに対して、ソフトウェア開発ライフサイクル全体において、高性能 AI も活用しながら、脆弱性の早期発見・対応に率先して取り組むよう注意喚起を行い、脆弱性を低減させた上でのソフトウェアのリリース等を促す。また、技術開発を通じた脆弱性の発見・修正等の AI 技術の高度化、高性能 AI を活用したサイバー対処能力の強化等を進める。

イ　高性能 AI を活用した政府情報システムの脆弱性対応スキームの導入等

○デジタル庁は、高性能 AI を利用したサイバー攻撃に先回りして対処するため、職員等が個別に実施する従来からの脆弱性診断に加え、ソフトウェア等の脆弱性を自動的に検出・分析する高性能 AI を活用した脆弱性対応スキームを新たに令和８年度から段階的に導入する。具体的には、まず、デジタル庁が整備・運用している政府情報システムについて、高度な情報セキュリティ対策が必要なものは令和８年中を目途に、それ以外のものは順次、高性能 AI を活用し、従来の手法では発見困難な未知のものも含めて脆弱性を早期に検出し必要な対応を迅速に講ずる。さらに、ガバメントクラウド上で今後新たに開発される政府情報システム[54]について、開発初期段階から高性能 AI により脆弱性を自動検出するプロセスを必須化することで、セキュリティ上の問題の早期把握・是正を可能とし、運用段階でのリスク低減や改修負担の軽減につなげる。

○また、GSS についても、急速に高度化する AI・AI エージェント等を前提としたサイバー攻撃を想定したセキュリティ対策を令和８年度に検討し、同年度中に導入する。

② 政府情報システムに係るサイバー攻撃への対策強化

ア　総合運用・監視システム（COSMOS）の高度化

○デジタル庁は、デジタル庁が管理する政府情報システムを対象に、横断的に外形監視[55]等を行う総合運用・監視システム（COSMOS）を通じて、各 PJMO（プロジェクト推進組織）では把握が困難な政府情報システムの基盤障害等について、各システムの稼働状況の確認等を横断的に行い、結果のデータベース化・情報分析を引き続き行う。令和８年度以降は、対象とする政府情報システム及び収集・分析する情報の範囲を順次拡大するとともに、監視データ・

---

[53] 「重要インフラのサイバーセキュリティに係る行動計画」に基づく重要インフラ事業者等（重要インフラ事業者及びその組織する団体並びに地方公共団体）、「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」（令和４年法律第 43 号）第 50 条第１項に規定する特定社会基盤事業者及び防衛産業の事業者をいう。

[54] デジタル庁が、公共情報システムの開発者向けに、GCAS DevStack として提供する環境において開発される政府情報システム。

[55] ユーザーと同様の方法で該当システムにアクセスし、正常に動作しているかなどを監視する方式。

各種ログ等の分析、異常兆候の検知及び影響範囲の把握、演習の実施等に AI を活用し監視機能やインシデント対応能力を高度化することで、レジリエンスの強化を段階的に進める。

イ　常時リスク診断・対処（CRSA）システムの高度化

○デジタル庁は、デジタル庁が管理する政府情報システムを対象に、診断対象システムの脆弱性等に係るリスク診断を継続的に実施する常時リスク診断・対処(CRSA)システムを通じて、緊急度の高い脆弱性への対応を検討する際に必要な情報を提供することで、各 PJMO への支援を引き続き行う。令和８年度以降は、ガバメントクラウド上で稼働する政府情報システムを含め、リスク診断の対象システムを段階的に拡張するとともに、検出された脆弱性について、システムへの影響の大きさ及び対応の緊急度を可視化し、各 PJMO への情報提供、助言を行う際の判断を支援する機能を段階的に強化・拡充する。

【施策例】

・５－３　GSOC の着実な運用・GSOC のクラウド監視機能強化
・５－６　サイバーセキュリティ等の安全・安心の確保(ISMAP)
・５－７　サイバーセキュリティ戦略に基づく施策の推進
・５－９　サイバーセキュリティ分野における他国への支援・協力等を通じた我が国のプレゼンスの向上
・５－10　日 ASEAN サイバーセキュリティ能力構築センター(AJCCBC)プロジェクト及び大洋州島嶼国におけるサイバーセキュリティ能力構築支援
・５－12　「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準」の継続的な見直しと監査等の取組
・５－13　我が国のサイバー対処能力確保のためのエコシステムの形成

③ 自治体のサイバーセキュリティ対策の向上等

ア　クラウド更新・セキュリティ向上

○総務省は、更新期限を迎えている自治体情報セキュリティクラウド[56]について、令和９年度中に更新を完了することを目指し、自治体への財政的な支援を行う。また、全ての自治体がサプライチェーン・リスク対策を含むセキュリティ対策を確実に実施できるように、高度なセキュリティ対策及びサプライチェーン・リスク対策に係る相談等を受け付ける総合相談窓口を総務省に新設する。さらに、全自治体が利用可能な情報システムの脆弱性等を評価・管理するシステムとして、「地方版アタックサーフェスマネジメント[57]（ASM)」を令和９年度から本格運用することを目指し取組を進める。

イ　デジタル人材の確保・育成等

○自治体情報システムの運営を行うデジタル人材を小規模市町村等が確保可能とするため、都道府県が市町村と連携した DX 推進体制を構築し、その中で、市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能を確保できるよう、国は、都道府県による市町村支援のためのデジタル人材の確保に対し引き続き地方財政措置を講ずるとともに、計画的にデジタル人材の確保・育成に取り組めるよう伴走支援等を実施する。また、自治大学校を始めとした国等が実

[56] 都道府県と市区町村がウェブサーバー等を集約し、監視及びログ分析・ 解析を始め高度なセキュリティ対策を実施するクラウドシステム。
[57] インターネットを通じて組織の外部からアクセスすることができる IT 資産（サーバー、クラウドサービス、ネットワーク機器等）について、攻撃者の視点で継続的に発見・監視し、潜在的な脆弱性や設定ミスなどのリスクを評価・管理するプロセス。

施する研修事業の全国展開や関係機関と連携した研修・訓練の場を積極的に提供する。さらに、重大インシデント発生時に国から専門家チームを派遣する制度を新設する。

④ 医療機関・企業のサイバーセキュリティ強化等

ア　大規模病院等におけるサイバーセキュリティ対策の重点的強化

○大規模病院等がサイバー攻撃を受けた場合、診療機能の停止による地域医療への影響に加え、患者の個人情報の漏えい等、国民生活に深刻な被害をもたらすおそれがあり、サイバーセキュリティ対策の充実が喫緊の課題となっている。特に、電子カルテ導入病院を中心に、多くの医療機関において外部接続点が多数存在し、管理が困難となっている。こうした観点から、令和８年度は、外部ネットワークとの接続点が多数存在する医療機関に対して、その適正化まで対象を拡充した上で、接続点の維持管理体制づくり等に対する支援として、委託業者によるネットワーク統合計画作成等の支援及びネットワーク統合に必要な物品等に係る費用を医療機関に対して補助する事業を行う。くわえて、医療機関におけるサイバーセキュリティ人材の育成・確保の推進に向けた方策を検討し、検討結果を踏まえ、必要な対策を講ずる。

イ　中小企業を含むサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ対策強化

○特定の企業へのサイバー攻撃が委託先・取引先を含むサプライチェーン全体へ波及するリスクが高まっており、中小企業等を含めたサプライチェーン全体でのサイバーセキュリティ確保が重要であることを踏まえ、サプライチェーンを構成する企業のセキュリティ対策水準や実施状況を可視化する「サプライチェーン強化に向けたセキュリティ対策評価制度（SCS 評価制度）」の運用を令和８年度末までに開始する。特に中小企業のサイバーセキュリティ向上を目指す観点から、同制度で設定されるセキュリティ対策段階を取得しようとする中小企業を対象に、IPA が認定した事業者が IT ツールの導入支援や人的支援を行う事業を、上記制度の開始に合わせ、令和８年度末までに開始する。

ウ　国内のサイバーセキュリティ供給能力の強化

○サプライチェーンのサイバーセキュリティ水準を持続的に維持・向上させるためには、海外製に依存する傾向にある技術・サービスの国内供給能力の強化が必要である。こうした観点から、経済産業省の「サイバーセキュリティ産業振興戦略」（令和７年３月５日公表）に基づき、スタートアップを含むセキュリティ関連企業の育成やマッチング創出、国産のサイバーセキュリティ製品・サービスの活用促進に向け、セキュリティサービス提供事業者の品質評価の仕組みの構築や技術・研究開発の促進・拡充等を継続して推進する。また、IPA による、国内の有望なセキュリティ・スタートアップ製品・サービス等の積極的な調達・活用実証事業を実施し、実績の多くない国産製品の品質等を適切に評価できるようにするための仕組みを検討する。

エ　産業界等と連携したセキュア・バイ・デザインの実践

○IoT セキュリティ適合性評価制度[58]（JC-STAR）について、「製品類型共通の最低限の基準（★１レベル）」の更なる普及推進及び重要性の高い製品類型における「高度な基準（★２レベル以上）」の整備を行う。また、政府機関や重要インフラ事業者、地方公共団体等に係る基準への位置付けや補助金制度等における JC-STAR の要件化等により普及浸透を加速させる。

[58] 我が国が独自に定める適合基準（セキュリティ技術要件）に基づき、IoT 製品に対する適合基準への適合性を確認・可視化する、我が国の制度。

○また、令和７年度中に相互承認を締結した英国及びシンガポール以外の有志国との相互承認締結を令和８年度以降も拡大させる。
○さらに、安全なソフトウェア開発に関する産業界向けガイダンスを令和８年度中に整備し、国内の安全なソフトウェア流通を促進するとともに、AI 駆動開発におけるリスクへの対応の在り方についても検討する。くわえて、同ガイダンスを海外にも発信し、我が国主導で国際的な枠組み作りを進める。

【施策例】
・５－20　無線 LAN セキュリティの確保
・５－21　IoT セキュリティ対策の強化
・５－22　サイバーセキュリティ対応体制の強化

⑤ セキュリティ人材の確保・育成

○サイバーセキュリティ人材の確保・育成を効果的に推進するためには、多様な職務ごとに、必要な知識・スキル等を体系的に整理した人材フレームワークが社会の様々な場面で活用されることが重要であり、これによって、企業や行政機関、大学・教育機関等がサイバーセキュリティ人材像の共通理解の下、より効果的かつ計画的な育成や採用等が可能となる。このような考え方に基づき、当面は、事業者等の協力を得てフレームワークや手引きの実践による効果検証を蓄積した上で、ユースケースも踏まえた拡大方策を講じていく等、段階的な普及方策を検討する。
○あわせて、各府省庁は、NCO が策定し、サイバー分野における職務ごとに必要な知識・スキル等を体系的に整理した「サイバーセキュリティ人材フレームワーク 2026」（令和８年４月３日公表）の考え方を踏まえながら、デジタル人材確保・育成計画の内容を見直すことで、サイバー人材の効率的・効果的な確保・育成につなげる。

【施策例】
・５－24　実践的な演習を通じたサイバーセキュリティ人材の育成

（６）デジタル人材の確保・育成

AX の急速な進展により、産業構造及び労働市場が急激に変化していることに伴い、社会で求められる人材像も大きく変容しつつあり、例えば、今後は問題設定力があり人を動かし責任を取れる人材や、AI 等新技術を活用することで高い賃金を得る「アドバンスト・エッセンシャルワーカー(AEW)」の育成が重要といった指摘も踏まえつつ、社会の AX/DX を推進する人材の育成・確保に取り組む。

① 「230 万人目標」の達成状況を踏まえたネクストステップ

○デジタル人材については、「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づき、令和４年度から令和８年度末までの５年間で 230 万人育成することを目標としている。引き続き、令和８年度末までの政府目標達成に向け取り組むとともに、令和８年度夏を目途に関係省庁会議及び有識者会議を立ち上げ、目標の達成状況や、AI 技術の急激な発展や高度化するサイバー攻撃への対応などのデジタル人材をめぐる昨今の状況を踏まえながら検討を行った上で、令和８年度内を目途に、令和９年度以降の次期政府目標及び取組方針等を取りまとめる。その際、後述する「デジタル人材スキルプラットフォーム」の機能拡張も見据えて、人材・スキルのトレンド把握の手法や KPI の策定についても検討を行うこととする。

② AI・デジタル人材の確保・育成

ア　デジタル人材スキルプラットフォームの整備・拡張

○生成 AI・AI エージェントの急速な進展に伴い、従来のデジタル人材の職務定義やスキル区分が流動化している中、我が国の戦略的な国内投資を促していく成長分野への労働移動の円滑化が求められていることも踏まえ、IPA が構築する「デジタル人材スキルプラットフォーム」について、政府の基盤的サービスとして令和９年度中に機能拡張に着手し、①既存の資格情報などに加え、AI 社会において新たに求められるスキルセットや、成長分野で固有に求められる AI・デジタル関連スキルなどに係る登録情報等の拡充、②ガバメントクラウド・国産クラウドの率先利用、及び③マイナンバー制度との連携等を目指す。あわせて、スキル定義の高度化等により当該プラットフォームの活用を促進するため、人材プラットフォームサービスを提供する民間事業者との連携等についても検討を行う。

イ　AI 人材の確保・育成

○「人工知能基本計画」（令和８年７月 14 日閣議決定）に基づき、AI 開発力の戦略的強化に向け、国内外からトップ人材を含めた AI 研究者・開発者を確保する。信頼性確保にも留意しつつ、待遇面や生活環境の向上などに包括的に取り組む。また、AI 社会に向けた継続的変革を目的として、AI 時代の産業構造を踏まえた人材ニーズの調査・分析を行い、AI 研究開発人材、AI 実装人材及び AI ガバナンス人材等の育成・確保を、諸外国とも連携しながら推進する。

ウ　学校教育におけるデジタル等成長分野を支える人材育成

○大学段階におけるデジタル等成長分野への学部転換が進む中、高校段階において理系学部進学率を向上させ、デジタル等成長分野を支える人材育成の抜本的強化を行う必要がある。このため、情報、数学等の教育を重視するカリキュラムの実施とともに、専門的な外部人材の活用や大学等との連携等を通じて ICT を活用した探究的・文理横断的・実践的な学びを強化する学校等に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

○また、専修学校において、AEW 創出のためのリ・スキリングなど労働生産性向上に資するモデルを構築するとともに、学科のカリキュラムの高度化及び理系分野への転換・新設を推進し、人材育成を図る。また、ICT を活用した理系教育プログラムを開発・実施する学校に対し、必要な環境整備の経費を支援する。

【施策例】

・６－４　人文学・社会科学の DX 化に向けた研究開発推進事業
・６－５　研究データの活用・流通・管理を促進する次世代学術研究プラットフォーム（SINET）
・６－７　数理・データサイエンス・AI 教育の推進
・６－８　高度統計人材育成強化拠点形成事業
・６－９　情報活用能力の抜本的な向上
・６－11　高度デジタル人材（外部から登用する高度な専門人材）の確保・協働
・６－12　女性デジタル人材育成の推進
・６－13　デジタル大臣奨励賞の交付

（７）デジタル・AI への受容性の向上

「社会のデジタル化への不安」を「感じている」と回答した者は約 45%に上るといった調査[59]が存在するなど、少なくない国民がデジタル化に伴うリスク等に懸念を感じているが、今後、AX/DX の加速に伴い、同様の懸念を感じる国民は増加する可能性も想定されることを踏まえ、これらの不安に寄り添い、デジタル庁が掲げるミッションである「誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化」を実現する観点から、デジタル技術に不慣れな方が必要な行政サービスを確実に受けられるように、適切なサポートを行っていくとともに、巧妙化するサイバー犯罪の増加や、生成 AI の普及に伴うインターネット上の誤情報など国民の不安の原因となっている事象にも適切に対応する。

① デジタル推進委員による活動の促進

○デジタルに不慣れな方に対して、マイナンバーカード・マイナポータルや自治体が提供するデジタル行政サービスの利用支援等のサポートを行うデジタル推進委員（令和８年３月時点で全国で約５万９千人）の活動を継続的に促進する。社会全体のデジタル化の進展に鑑み、自治体が提供する住民向けポータルアプリなどのデジタルサービスの普及・利用促進に係る取組を強化するため、各種団体等の活動事例を調査・分析し、横展開するとともに、更なる活動の充実に向けた制度のアップデートについて検討を進める。

② デジタル技術と郵便局を活用した地域の持続可能性の確保

○人口減少が進み、地域の担い手確保が困難となる中、全国約 24,000 局ある有人拠点であり地域住民からの信頼が厚く、金融窓口機能を有する郵便局ネットワークを活用し、自治体や医療・小売サービスの提供事業者など地域に必要なサービスの提供主体と連携して、オンライン診療、ネットスーパー等と連携した買い物支援、オンライン行政相談、行政手続のオンライン化を踏まえたサポート等、デジタル技術と組み合わせ、郵便局を新たな行政・生活支援サービスの一元的な提供拠点として活用を進め、地域のコミュニティ・ハブとしての郵便局を通じた地域連携に係る実証事業を実施し、自治体等の業務効率化及び地域住民の利便性向上に貢献する。

③ なりすまし広告詐欺対策の強化

○生成 AI 技術の進展に伴い、各種 SNS・動画共有プラットフォームにおいて、著名人の顔や声を無断で利用したディープフェイクによるなりすまし広告詐欺（以下「なりすまし広告詐欺」という。）が拡大している現状を踏まえ、消費者・利用者の被害抑止の観点から、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0（令和７年４月 22 日犯罪対策閣僚会議決定）」に基づく SNS 事業者等による実効的な広告審査等の推進等の取組も踏まえ、現行法制度に基づく取締り及びモニタリング等[60]を引き続き実施するとともに、新たな手法が見込まれるなりすまし広告詐欺を始めとするオンライン詐欺対策に関する総合調整機能を設け、政府横断で対策を強化する。あわせて、今後の対策強化等を踏まえた消費者・利用者の被害動向等を勘案し、必要に応じ法整備を含む更なる実効的な対策を検討する。

---

[59] 令和７年度「社会のデジタル化意識に係る調査研究」（デジタル庁公表）。

[60] 令和７年５月 23 日公布の「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和７年法律第 39 号）による改正後の「刑法」（明治 40 年法律第 45 号）（第 159 条第１項第２号私電磁的記録文書等偽造及び第 161 条同行使罪）に基づく取締り、「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」（令和２年法律第 38 号）に基づくモニタリング並びに「金融商品取引法」（昭和 23 年法律第 25 号）、「不当景品類及び不当表示防止法」（昭和 37 年法律第 134 号）、「特定商取引に関する法律」（昭和 51 年法律第 57 号）及び「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成 13 年法律第 137 号）の執行。

ア　プラットフォーム事業者に対する取組強化

○警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省、法務省及び経済産業省で連携し、令和８年夏頃を目途に、なりすまし広告詐欺被害による被害抑止を目的として、特に詐欺の入口として利用されている広告出稿機能を有する大規模な SNS・動画共有プラットフォーム事業者（以下「PF 事業者」という。）に対し、①マイナンバーカードなどの電子的な認証手段の活用を含む広告主への本人確認を確実に行うこと、②広告主に関する情報を明示する等の広告の透明性向上のため措置を講ずること、及び③既存の窓口等からの削除要請に対する対応の徹底を含む、対策の強化を促す。

○法人共通認証基盤であるＧビズ ID について、現状は利用対象を行政サービスシステムのみとしており、広告出稿等の民間サービスにおける法人認証には利用できないため、令和８年度中に民間サービス利用の可能性について検討を行い、結論を得る。

○インターネット・ホットラインセンター（IHC）から PF 事業者等に対して、改正刑法の偽造私電磁的記録文書等に該当する広告の削除を依頼できるよう、IHC の運用ガイドラインの改定に向けた検討を行う。当該ガイドラインが改定された場合には、IHC のウェブサイト上で偽造私電磁的記録文書等に該当する広告に係る通報を確実に受け付けられるようにするなど、一般のインターネット利用者等からの通報の受付体制を整備する。

○なりすまし広告情報の発信について、当該行為が一定の場合には改正刑法の偽造私電磁的記録文書等の行使に該当することを明確化し、法令違反情報として位置付けた上で、どのような情報を流通させることが権利侵害や法令違反に該当し得るのかを例示する「違法情報ガイドライン」に当該行為を明記することで、プラットフォーム事業者による削除等の対応を促進する。

○なりすまし広告の掲載について、一定の場合には、プラットフォーム事業者は、被害を受けた者に対して民事上の損害賠償責任を負い得ることについて、令和８年夏頃を目途に、法務省及び総務省で連携してプラットフォーム事業者に周知する。

イ　消費者に対する広報・啓発の強化

○警察庁、金融庁、消費者庁、デジタル庁、総務省及び経済産業省で連携して、なりすまし広告詐欺に関して、消費者への注意喚起や広報啓発の取組を令和８年度に実施する。

○IHC、金融庁の SNS 上の投資詐欺の情報受付窓口、消費生活センター、違法・有害情報相談センター等の既存の相談・通報窓口における連携の強化を図る。

○各地の消費生活センターに寄せられる消費生活相談情報の分析能力や情報発信力を高め、地域における専門家確保等の体制を強化するとともに、PIO－NET に各消費生活センターから一元的に集約された相談情報を関係府省庁に積極的に提供し、関係府省庁における取組強化に活用する。

④ インターネット上の偽・誤情報等への総合的な対策

○インターネット上の偽・誤情報等について、対策技術の開発・実証、幅広い世代のリテラシー向上、制度的対応等の総合的な対策を進める。具体的には、画像・映像・音声等を対象とした AI 生成コンテンツ等の判別支援や発信された情報の信頼性を確保する技術等の開発・実証及び社会実装を推進する。あわせて、官民が連携した意識啓発プロジェクト「DIGITAL POSITIVE ACTION」において、イベント開催や動画広告等を活用した広報活動等を通じたリテラシー向上を図る。さらに、制度的対応として、インターネット上の違法・有害情報についてのプラット

フォーム事業者による実効的な対策を推進するため、「情報流通プラットフォーム対処法[61]」の着実な運用を進める。

【施策例】
・７－12　幅広い世代を対象としたICT活用のためのリテラシー向上推進事業

⑤ サイバー犯罪の防止

○国民が安心してインターネット等の情報通信ネットワークを利用し、その上を流通する情報を活用することができるようにする観点から、フィッシングやランサムウェアによる被害の防止や事後追跡可能性の確保等に向けた官民連携、インターネット上の違法情報・有害情報対策の推進、サイバー空間の脅威への対処能力の向上及び国際連携、サイバー事案に関する警察への通報・相談の促進、サイバー事案に関する注意喚起の実施等に取り組む。

○引き続き国際的なサイバー事案を始めとする犯罪の取締りの強化及び技術支援・解析能力の向上に取り組む。

【施策例】
・７－15　警察によるサイバーセキュリティ対策の推進

⑥ サイバーハイジーンの推進及びアクセシビリティの向上

ア　デジタル庁が展開する政策・プロダクトに関するサイバーハイジーンの推進

○サイバー攻撃の巧妙化・多様化が進む中、個人・企業がパスワード管理やソフトウェアの更新といった日常的なセキュリティ対策（サイバーハイジーン）を習慣として実践することの重要性が高まっている。デジタル庁は、NCOとも連携しながら、デジタル庁が展開する政策・プロダクトについて、利用者に対するパスワードの適切な管理やOS・アプリの定期的な更新、不審なメールへの注意といった具体的な日常対策を分かりやすく示したコンテンツの整備・発信を令和７年度から開始しており、当該取組を令和８年度も継続・強化し、国民・事業者への定着を図る。

イ　行政機関への「利用者視点」の浸透・アクセシビリティの向上

○国民、事業者、行政職員等の様々な利用者が、障害の程度や年齢、地理的条件、経済状況等にかかわらず、利用状況やニーズにあわせて情報及び行政サービスを利用できる環境を整備する観点から、各府省庁による行政サービス設計・改善にアクセシビリティの確保を前提とし、利用者視点の導入を更に推進する。特に、令和８年度以降、これまで各府省庁で理解度に差が生じていたサービスデザイン[62]の概念及び手法の体系化を進め、勉強会等を通じて利用者視点の手法の普及等を推進する。また、行政サービスの実装手法の多様化等を踏まえたアクセシビリティ確保・評価の手法整備、AI等の先端技術の活用も視野に、アクセシビリティの更なる確保を図る。

【施策例】
・７－20　政府ウェブサイトの発信力向上及び品質向上に向けた支援
・７－21　国民のデジタル活用が当たり前になる生活への理解促進のための広報施策（安心安全

---

[61] 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（平成13年法律第137号）。
[62] 利用者中心を軸に、サービスの提供プロセス、関係者間の連携、利用者との接点等のシステムを設計し、サービスの価値創出及び最適化を図る手法及び概念のこと。

にデジタルを活用するための啓発や若年層を始めとした利用者層への啓発）
・７－22　政策ダッシュボード等を活用したアジャイルな政策のモニタリングと推進

（８）デジタル行政の推進体制整備

以上のような政策を確実に遂行するため、政府におけるデジタル行政の推進体制を整備する。特に、設立から約５年が経過するデジタル庁のデジタル行政における司令塔機能を強化する観点から、デジタル技術の活用による創造的かつ革新的な取組を推進する能力を高めつつ、その人的・財政的体制の一層の充実を図る。

あわせて、AI・AI エージェントの利用によって業務の質の向上等を図る観点から、デジタル庁の一般行政事務はもとより、情報システムの内製開発及び外部調達において、AI・AI エージェントの試行的な利用を各府省庁に先駆け、ガバナンスを確保しつつ開始する。

① デジタル庁の体制整備・強化

ア　デジタル庁の人員・組織体制の強化

○デジタル庁がその機能を十分に果たし続けることを可能にするため、最適な人材配置等を不断に見直すことを前提に、おおむね 1,500 人規模の組織を一つの目安に、行政人材、民間専門人材の積極的な採用等により体制整備を進める。

○デジタル・AI を最大限活用した社会変革の推進のため、「デジタル行財政改革会議」の事務局機能について、令和８年９月に内閣官房からデジタル庁に移管し、デジタル庁の司令塔機能の強化に向けた体制整備を行う。急激な人口減への適応に向け、デジタルを最大限活用し、公共サービスや経済活動等の担い手を支援するための生活者目線での行財政改革を「デジタル行財政改革取りまとめ 2026（令和８年７月７日デジタル行財政改革会議決定）」に基づき実行する。

○デジタル庁の政策立案その他の一般行政事務及びシステム開発等における AI・AI エージェントの活用状況を踏まえ、専門人材に求めるべき専門性について、適宜必要な見直しを行う。

イ　情報システムの横断的な調達管理機能の強化

○デジタル庁が新たに構築又は改修する情報システムのガバナンスを強化するため、令和８年度に、新たに、既存の民間事業者との競合の有無等も考慮しつつ、情報システムを構築するに際し、その全部又は一部を庁内で内製するか外部ベンダーに外注するかの判断及び各工程におけるゲート管理を統一的な基準と承認プロセスで行う体制について検証し、整備する。あわせて、それぞれの情報システムについて、セキュリティや運用監視、ユーザー対応といった開発・運用業務が個別に実施されている現状を見直し、可能なものは集約する方針を令和８年度に策定し、同年度以降、順次実施する。くわえて、令和８年度以降、情報システム稼働後も手続数・ユーザー数等のパフォーマンス情報を定期収集し、パフォーマンスが目標に達していない情報システムについて、PJMO が必要な改善や見直しを実施できるよう、民間専門人材及び行政官を含め全庁的に支援するための体制を整備する。

ウ　情報システムに関する予算の確保・執行におけるメモリ等の物価高への柔軟な対応

○政府が締結する情報システム契約について、メモリなど主要部材の市場価格の急騰など著しい事情の変更がある場合、必要に応じて、事業者と協議を行い、契約金額や納期、条件等を変更するなどの適切な対応をとる。

エ　情報システムに関する予算の確保・執行

○政府の情報システム予算については、効率的で柔軟な執行ができるよう、デジタル庁における一括計上の仕組みを設けるとともに、統括・監理機能に基づいて予算要求・執行時のレビューを実施し、費用の削減や機能の高度化に取り組んできた。

○政府情報システムを対象とした運用等経費等の３割削減目標[63]（令和２年度対比）については、物価上昇等の他律的要因を除いた削減率が令和６年度決算ベースでは14%削減となっており、今後も、ガバメントクラウド等の共通機能の利用拡大や個別システムの合理化により、費用の削減・抑制を進めていく必要がある。

○他方、整備経費や令和２年以降に整備された情報システムの運用等経費を含めて、予算の総額に着目すると、

①デジタル化に必要なシステムの新設や統合、機能の高度化を進めるため、近年、補正予算に計上される整備経費が増加しているほか、

②こうしたシステムの拡張に加えて、人件費や物価の上昇等の要因もあり、上記のような効率化努力を進める中でも、運用等経費の総額も増加している状況となっている。

○今後、（８）③に掲げる統括・監理の強化を始めとした一層の効率化に取り組んでいくとともに、システム整備における複数年度契約や後年度の運用等経費の確保等により、安定的、効率的にAX/DXを進めていくため、当初予算において、①人件費や物価の上昇に加え、システム数の増加や機能の高度化を踏まえた必要な運用等経費、②国産を始めとするクラウド、生成 AI、SaaS の利用拡大に必要な成長投資、サイバーセキュリティや耐災害性の向上等に必要な危機管理投資について、所要額を確保できるよう適切に検討する。

② AI 駆動型国家の実現に向けた政府横断的な法制度等の見直し

○社会全体のAXを推進する観点から、デジタル行財政改革会議を「AI・デジタル改革推進会議」に改組した上で、これを中心として、人工知能戦略本部、規制改革推進会議等と一丸となって、AIの開発・利活用に係る法制度やガイドライン等について能動的かつ抜本的な見直しを行うなど、省庁横断でAX/DXを実行する。

③ 政府情報システムの統括・監理機能の強化と各府省庁支援

ア　費用対効果の精緻化と最大化に向けた取組の強化

○政府情報システムの運用等経費等の３割削減目標について、引き続き、令和７年度決算に基づく取りまとめを行い、その達成状況に基づく改善を各府省庁に促す。

○一方、現行の運用等経費等の削減の取組では、政府情報システム関係経費のうち、運用等経費等の増減のみで評価されてしまい、利用者の利便性向上や行政運営の効率化などを目的とした投資による効果が必ずしも十分に勘案されないことを踏まえ、本年度に実施する令和９年度予算要求レビューから、運用等経費等の削減努力は引き続き行いつつ、投資による効果を含めて評価できるよう、費用対効果に軸足を移した取組を行いながら、予算配分の見直しにも一層活用していく。具体的には、各府省庁における費用対効果の算出・評価の手法の精緻化を促す観点から、効果類型の明確化や適切な効果指標の設定等に向けたガイダンスをデジタル庁において行う。また、各府省庁は、その所管する各システムについて、当該ガイダンス等を踏まえた費用対効果の精緻化を進めつつ、費用対効果に関連する適切かつ客観的なKGI・KPIを設定し、発現状況の可視化に取り組む。

[63] 令和２年度時点での政府情報システムの運用等経費及び整備経費のうちのシステム改修に係る経費計約 5,400 億円を、令和７年度までに３割削減することを目指すとした政府目標。

○デジタル庁は、各府省庁へのレビューにおいて、費用対効果及び積算根拠の妥当性が確認できない場合は、原則、予算要求・執行を認めないこととし、デジタル庁のレビュー結果も踏まえた予算編成が行われるよう、引き続き財務省との連携を強化する。また、デジタル庁は、各府省庁の協力を得て、一定規模以上の情報システムを対象に、コスト増減要因の分析を行い、各府省庁におけるコスト削減に係る取組に向けた行動変容を促すとともに、デジタル庁で作成している「業務改革・コスト削減ガイドブック」に取組事例を反映し各府省庁に展開することで、運用等経費等の抑制につなげる。

イ　業務・システム改革に向けた各府省庁支援

○各府省庁の PMO は、その所管する全ての情報システムのライフサイクルを横断的に把握することで、早期からのプロジェクト管理を可能にし、当該情報システムの新規整備や更改に関するプロジェクトを府省庁内で立ち上げる時点などの上流工程段階から関与し、各 PJMO が主体となって行う BPR を推進した上で、共通機能（ガバメントクラウド、GSS、ガバメント AI、e-Gov、マイナポータル、Ｇビズ ID など）の活用徹底を図る。あわせて、AI 活用を前提とした行政運営への転換が不可欠な状況となっていることを踏まえ、その前提となる的確なデータマネジメントや行政データの機械可読性向上に向けた PJMO の取組を支援する。

○デジタル庁は、内閣人事局とも連携し、各府省庁の PMO 体制強化を引き続き支援する。

ウ　政府情報システムの統括・監理機能の強化

○デジタル庁及び各府省庁は、府省庁内システムのライフサイクルを始めとした業務・システム改革の取組、共通機能の利用、情報システムの経費や効果といったシステム最適化に向けた方向性や、府省庁内の DX 推進体制整備等のガバナンス強化の方向性とこれらの経過を可視化する中長期計画について、初回の策定からおおむね５年が経過する節目の年度であることを踏まえ、令和８年度中の新たな策定を検討する。策定に当たっては、デジタル庁において各府省庁の施策の実施状況のフォローアップを適切に実施できるよう記載内容等の見直しを進める。

○デジタル庁及び各府省庁における一元的なプロジェクト監理レビューの高度化・効率化に向け、デジタル庁は、プロジェクト計画書を始めとした情報をデータベース化し、一元管理・共有されたデータを多角的に利活用可能な仕組みを整備すべく、統括・監理支援システムの刷新を進める。

【施策例】

・８－５　デジタル庁・各府省共同プロジェクトの推進